

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(9 月 28 日)
(第 12 号)

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第12号

○令和5年9月28日（木曜日）

議事日程（第12号）

令和5年9月28日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸

40	番	三 谷	哲 央
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
欠席議員 1名			
41	番	服 部	富 男

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西	功 夏
書 記 (議事課主査)	長谷川	智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋
政策企画部長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	清 水	英 彦

防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枘 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	吉 田 すみ江
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員	浅 尾 光 弘

人事委員会事務局長

天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。4番 龍神啓介議員。

〔4番 龍神啓介議員登壇・拍手〕

○4番（龍神啓介） おはようございます。

自由民主党、津市選挙区選出の龍神啓介と申します。

この場に立たせていただいたことを、いろんな方々にお世話になりながら立たせていただいたことを、まずもって感謝したいと思っております。初質問ということでいささか緊張しておりますが、どうぞよろしく願います。

まず、初めに、津駅周辺道路空間及び道路整備についてお伺いしたいと思います。

私が市議会議員をやらせていただいていたときに初めてこの話が出てきたんですが、恐らく令和2年だったと思います。今の津駅の駅前ができてから約半世紀ということで、またとないチャンスということで、関係する人が結構色めき立った覚えがあります。

ただ、回を重ねるごと、令和2年からいろんな会議、委員会、検討委員会

ができてきて検討がなされているんですが、具体的なことがなかなか決まらないという印象を受けております。

令和2年に改正道路法をきっかけに始まったこの検討なんですが、津駅周辺道路空間検討会をまず設置されて、その後、津駅周辺空間の基本的な方向性を取りまとめて、令和3年に、国、県、市が周辺道路空間検討委員会を立ち上げて、そこで津駅周辺道路空間の整備方針を決定したということなんです。

今年から、この令和5年度から津駅周辺道路空間再編検討委員会というのが始まりまして、私も令和5年8月1日の道路空間再編検討委員会を傍聴させていただきましたが、どうでしょうか、これ、3年たって名称も1年ごとに変わっているんですよ。いろんな市民の方にもお話を伺いますけれども、いまいち何をやっていくのかが分からないといった声が多数を占めているといった印象です。

スケジュールというものが、毎回、その資料に載っておりまして、それが3年、4年スパンで書いてあるんですが、これが（パネルを示す）最新の今年の8月1日の今年度以降の検討内容について書かれたスケジューリングなんです。

この資料では令和6年度以降、数年かけて順次実施するといった項、ここがあんまり内容が変わらず、令和3年度のときは令和5年以降というように、いつも順繰り順繰り後ろに流れていっているイメージがあります。

各地で行われる、駅前であったり中心地の活性化を目指したいろんな取組、全てが全て成功しているわけでもありませんし、税金の二重投入云々で批判されることも中にはあるという認識でいるので、いろいろと検討することが多くて慎重になるというのは重々理解をしているつもりであるんですけども、やはり3年間見てきた中で、もう少し具体的なことが決まって、スケジュールも具体的に何をやるんだということが決まってくるべきではないのかなという思いがありますので、このところスケジュール感、今後どうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

次に、これも会議を傍聴していて、令和3年度から、国、県、市と三つの主体が会議に入っている中で、あくまでこれは私見なんですけれども、市議会議員をさせていただいていたときに、私がこの会議を傍聴させていただいたときは、三重県が前面に立って引っ張っていくんだらうなというのを感じておりました。その後、いろんな人事異動とかもありましてちょっとトーンダウンして、皆さんがみんな一緒にやっていくみたいな感じになっているイメージがあるんですね。

なので、これ、スケジュールの問題とも絡みますが、誰がその主体の中でどこがイニシアチブを取って進めていくのかということも、改めてお伺いしたいと思います。

次に、先ほども述べましたけれども、この周辺空間再整備では整備方針というのが既に示されています。これですね、ちょっと映写資料を忘れましたので口頭で説明いたしますと、一つ目に公共交通の利便性の強化、浸水等の災害時の対応の強化ということです。

バス停やタクシー、自家用車等の乗り降りする場所を再構築して、交通結節点の機能の強化を図って、また、これは結構皆さん待ち望んでいるんですが、歩行者のデッキとかも造って、県都の玄関口たる津駅をより活性化させていこうといった話です。また、海も近いので、災害時の機能の強化も図るといったところですよ。

二つ目が、これも結構待ち望まれている方が多い、にぎわいの機能をつくること、滞留機能の強化をしていくということ、三つ目が東西連携、四つ目が回遊性の強化、五つ目がソフト・ハード一体となった取組の推進と、このような整備方針が示されています。

個別のこういった整備方針を見る限りは非常にうなずけるもの、ぜひやっていただきたいというものが多いんですけれども、これも行政の担当者が変わることもあって、一貫性のないものも中にありまして、例えばバスタプロジェクトというのが、最初、令和2年度の始まったときにはあったと思うんですが、最近、バスタプロジェクトというのはあまり聞かなくなってきました

た。これ、バスタプロジェクト、どうなっているのかなってすごく思うところなんです、それはさておき、個別の整備方針は示されているんですけども、やっぱり我々が求めるものは、津駅をどんな形で再び活性化した場所にしていってもらえるのかといった、もっと大きなランドデザインめいた、ビジョンめいたものをすごく聞きたいなと思っています。

ですので、まず1回目の質問といたしましては、スケジュールと、どこがイニシアチブを取るのかということと、三つ目は大きなビジョンがあれば教えていただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、津駅前道路空間整備についてお答え申し上げます。

津駅周辺については、企業や官公庁、高等学校などが周辺にありまして、歩行者が1日当たり約5000人と多いにもかかわらず、滞留空間の不足や駅東西地域の分断などによって、県都の玄関口である割にはにぎわいが少ないというのが課題となっております。

このため、令和2年度に津駅周辺道路空間検討会を立ち上げまして、議員のお話にもありましたが、公共交通の利便性の強化、災害時の対応強化、にぎわいや滞留機能の強化、東西連携の強化などの実現に向けて、津駅周辺道路空間の整備方針を関係者の御協力の下、令和4年3月に策定いたしました。

昨年度は、整備方針の具体化に向け、新たに津駅周辺道路空間再編検討委員会を立ち上げて、検討委員会を2回開催しております。

この検討委員会の中で、道路空間再編については、まちづくりの観点が非常に重要じゃないかとそういった意見を踏まえまして、今年度は津市において、津駅東口の魅力あるまちづくりを目指す津駅東口周辺まちづくり懇話会、津駅西口の駅前広場の快適なエリア構築を目指す津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議が設置されたところであり、今後は道路空間だけではなく、駅前周辺のまちづくりも含めて検討していきます。

また、歩行者のにぎわいや滞留機能の強化を検証するため、今年度は津駅

東口通りに加えて、栄町公園を利用して面的なにぎわいの創出を図る社会実験を10月11日から22日まで行います。

津駅周辺のまちづくりは、国、県、市の3者で連携して、必要となる調査や社会実験等を進めているところであります。

引き続き、津駅東口周辺まちづくり懇話会などの意見や社会実験の実証結果などを踏まえて、交通結節点の機能強化、歩行者デッキ、歩行空間の拡張、東西自由通路などの具体的な整備を含めたまちづくりについて、検討委員会で議論を重ねてまいります。

今後のスケジュールについてでありますけれども、交通事業者などの関係者が多岐にわたるとともに、大規模なプロジェクトということでもありますので、一定程度の検討期間は必要といたしますが、令和6年度は道路空間整備の具体的なイメージの検討に着手するなど、早期整備に向けてスケジュール感を持って進めてまいります。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

令和6年度は具体的なイメージができるように検討を重ねていくということですが、先ほど答弁にもありましたけれども、大規模なプロジェクトということで慎重になるというところは分かるんですが、ここ3年、検討とか調査が続いていますのでなるべく早く、そして、もう1点、県が前面に立って進めていってほしいと思います。

御答弁の中にありましたけれども、駅前周辺のまちづくりも検討されるといったところで質問をさせていただきたいんですが、駅前といいましても、津駅は近鉄津駅、JR津駅の機能であったり、そこも含めてまちづくりをしていけないといけないとは思っています。検討委員会にはおられないようですけれども、そういった点どうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○県土整備部長（若尾将徳） 駅前のまちづくりについては、市のほうで懇話会を立ち上げて検討していくということになっておりますので、駅前の土地

所有者とか民間の方、そういった方々の御意見もしっかり聞きながら、そして、駅前でありますので、鉄道事業者ともしっかり調整しながら進めていくというのが重要だと考えております。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） ありがとうございます。

市が、津駅東口、西口に委員会を立ち上げてやられているというのも承知をしております。西口のほうなんかは、課題も明確になっていますのでちょっと早めにやられているんですが、東口のほうはステークホルダーというんですか、関係者の方もたくさんおられて、先ほど来お話にありますとおり具体的なところも決まっていないので、ここは繰り返しになりますけれども、県のほうも力を入れて前面に立ってやっていただきたいと思っています。

ごめんなさい、もう1点再質問させていただきたいんですが、ちょっと最初に触れました、バスタプロジェクトは一体どうなったのかということだけ少し教えていただきたいなと思います。

○県土整備部長（若尾将徳） バスタプロジェクトについてですが、こちらは国において、今、機能強化の必要性等の調査を行っております。これについても、駅前整備と一体となって調整していく、検討していく必要がありますので、こちら一体となって今検討しているところであります。

次のステップ、整備方針の検討に向けまして、3者、国、県、市でやっていますけれども、県もしっかり主体的になって調整していきたいと考えております。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） ありがとうございます。

バスタプロジェクトはまだ消えていなかったということで、事業化を検討しているというのは最初のほうから変わりませんので、あと一押しをお願いしたいと思います。

続きまして、市街地の道路のネットワーク整備ということに移りたいと思います。

どこの都市も一緒だと思うんですけども、中心部であったり、通勤、通学に使う道路の渋滞というのはあると思っております。

津市の話で恐縮なんですけれども、津駅の周辺も北のほうに向かう道、また、垂水のほうもよく混むんですが、経済的な面も考えて、津駅を中心として中勢バイパスが西側にありますし、国道23号が東側にあるといった中で、循環させるようなネットワーク的な道路の整備が必要になってくると思っております。

その中で、河芸町島崎町線から上浜高茶屋久居線に抜ける第3江戸橋、我々、待望の第3江戸橋の話がある中で、そこから西に向かう下部田垂水線というものが計画にありまして、これは上浜2丁目の交差点から上浜6丁目のほう、津関線のほうへ抜ける道なんですけれども、この計画が津市からも陳情が上がっていると思うんですね。

これが東西抜けると、先ほどの津駅周辺の話にもありますが、東西の連絡というのが非常に重要になってきますので、車線の多い道路、通勤、通学に使う道路として整備するということが非常に重要だと思っています。

また、将来のリニア中央新幹線の三重県駅のほうがどこになるかはまだ分かりませんが、そちらにつながるルートという、国道23号のほうがそっちに向かえるという意味合いでも重要になってくると思うんですが、こちら、県として事業化してやっていかれるのか、また、やっていかれるのであればスケジュール感、どのぐらいでできるのか、明確にお答えできるところがあればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 御質問いただきました、都市計画道路下部田垂水線の整備促進についてお答えいたします。

都市計画道路下部田垂水線は、津市高茶屋小森町から県道津関線上浜町地内を結ぶ幹線道路でございます。津市高茶屋小森町から国道23号上浜2交差点までの区間は、おおむね県道上浜高茶屋久居線として整備が完了しています。上浜2交差点から県道津関線上浜町地内に至る残り0.7キロメートルの

区間が未整備となっております。

この区間は、議員御紹介のとおり、津駅北勢市街地において南北の主要幹線道路でございます国道23号と県道津関線を、近鉄名古屋線、伊勢鉄道、JR紀勢線をまたいで東西につなぐ道路となっております。

今年8月、津市長から県政要望の中で、当該未整備区間が整備されますと、上浜2交差点を中心とした周辺道路で発生しております交通渋滞が軽減するとともに、南北主要幹線道路でございます国道23号と県道津関線をつなぐことで、中勢バイパスへのアクセス向上等により、県内外の交流を支える都市間ネットワークの形成に大きく寄与することから県事業で整備してほしいとの御要望がございました。

当該区間は国道23号と県道津関線をつなぐことで、中勢バイパスや伊勢自動車道等へのアクセスを向上させる広域性が高い道路でございます。また、加えまして、南北幹線道路等の交通渋滞の緩和が期待されること、そして、鉄道をまたぐ連続する高架構造となり、整備において高度な技術力を要する道路であること、今後のリニア中央新幹線の三重県駅へのアクセス向上に寄与する道路であること、これらのことを鑑みまして、知事から県が事業主体として取り組む道路であると回答いたしましたところでございます。

この事業を進めていくに当たっては、都市計画決定や用地確保等、地元の調整について、津市の協力をいただきながら実施していくこととしております。

県としましては、まず現在、津市内で進めております河芸町島崎町線等の事業の進捗状況を見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおり、いろいろな効果を見込まれる道路ですので、津市のほうからも陳情あったということで、取り組んでいただきたいと思います。

まとめますと、県都の玄関口を中心として、変革というか、県民、市民が非常に便利になる、そして生活も豊かになるといった、何十年かに一度の

チャンスだと思しますので、本当に何度も繰り返して申し訳ないんですけども、県がイニシアチブを取って進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、デジタル改革の進捗という質問、題名を打たせていただいておりますが、進めたいと思っております。

デジタル改革が必要であるということはもう自明の利でありまして、つらつらと説明はしないんですが、大別すると、私の考えですけれども、一つ目が内部事務の効率化、二つ目が、いわゆるデータドリブ的な政策の推進、三つ目が広い意味での利便性、県民、市民の利便性の向上といった、3分野にデジタル政策というのは分けられるのかなと思っております。

県においても、様々な取組をしていただいておりますことは重々承知しておりますが、何遍も市議会議員時代の話を引き合いに出すのも何か恥ずかしい話なんですけれども、そのときからデジタル政策をいろいろと学んだり調査したり質問したりする中で、ああ、三重県、進んでいるなというのをよく感じておりました。

常勤のCDOを配置されて、みえDXセンターをつくられて、みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画もつくられてといういろいろな取組をされているということなんです、本年度からデジタル社会推進局は総務部デジタル推進局となられたんですかね、その体制で県のDXを推進していくということを伺っております。

また、民間の有識者が4人おられるということで、その4名の方をデジタル推進フェローという形で委嘱して、デジタル政策であったり、日々の施策の立案等々にアドバイスをいただいているということでございます。

立ち止まって考えてみますと、DX、DXとよく言葉は出てきますけれども、DXと一言に言いましても、これは結構言っているんですが、デジタイゼーション、デジタルライゼーション、デジタルトランスフォーメーションと、こういった順を追って、順を追わなくてもいいんですが、概念がある中で、デジタルトランスフォーメーションって一番上位の概念なんですよ。仕事

であったり価値観を変容するまでのデジタルを用いた変革ということなんです。まずそれを達成するには、デジタル化であったり、業務プロセスの改善のデジタルライゼーションというのが必要になってくる中で、既に今しゃべっていることが分かりにくいと思うんです。分かりにくいんですが、DX、DXって言ってちょっと分かりにくい、何をやるのかというそういう話がある中で、特に県民、市民の方が分かりやすく、こう便利になりましたと、DXというけどやってみるもんやね、という話になっていただけるのが理想であって、そこに至るまでも、じゃ、そういうことをやっているんだということを知ってもらふ必要があると思うんですね。

分かりやすさを求められると、僕もよく質問して横文字ばかり使うなど怒られるんですけども、でも、横文字を使わざるを得ないんですよ。なので、成果を出していないといけないと思うんですが、以前の総括質疑で知事は、言葉は様々であると、どこかで見たんですけども、御答弁があったように思います。この際、言葉にはこだわりませんので、4月からデジタル推進体制が変わったというこのタイミングで、利便性の向上と、どのような姿を目指されるのかということをお聞きしたいということです。

あと1点、4人のデジタル推進フェローは今何をされていて、どんなことをアドバイスされているのかということ、少しお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） デジタルの政策はやっぱり横文字が多いので、なかなか私もあんまり理解できていないところもあるんですけど、特に御高齢の方は御理解していただくのはなかなか難しいと思うんですけど、一言で言うと、窓口へ、市役所もそうですけど、県庁も窓口に行くの結構大変やないですか。特に御高齢の方は車を運転していくのも今、御高齢の方の事故も多かったです。それ、運転せんと行かんでもええようになるということとか、それから、窓口で書類を一々書いて出すのは大変なので、書かんでも申請ができるようになると、それもデジタルのええところではないかということだと思っ

ておりまして、県ではそういう施策を進めておるところでございます。

例えば、これ令和4年4月にデジタル化を進めていこうということを県で決めまして、県として行政手続のデジタル化、これは県民の皆さんが県で申請をされる時にその手間を省こうということでやっておりまして、一つ例を挙げますと、県立高校の入学の願書を今までは紙で書いて郵便で送らなアカンかったのを、電子データで送付したらもうそれで願書を受け付けると。それから、もう一つ挙げますと、おもいやり駐車場の利用証、これについても電子的な手続で申請行為できるようにしようというので、75の手続をわざわざ窓口に来ていただくんでもやれるようにしましょうと決めました。既に61の手続が、デジタル化によって窓口に来んでもできるようになっています。これ、令和6年度中に、残りの手続も進めようということをやっているところですよ。

デジタル化という意味でいうと、一つは、行政手続のデジタル化を進めて窓口に来んでもええようにする。二つ目は、県庁の中も要員も減ってきているところもありまして、これは例えばビジネスチャットと言いますが、これは、こういう i P a d とか、あるいはスマホで連絡が取れるようにしようと、これでやりますと在宅勤務もできますので。大きなその二つを進めていくというのが県のデジタル化かなと思っております。加えて、社会のデジタル化についてもやっていただくように懇願していく、お願いしていくということだと思っています。

これから人口がどんどん減っていきます。そうしますと、やっぱり今までみたいな仕事の仕方はできませんので、他方、IT化も含めてデジタル化がどんどん進んでいきます。使えるものはどんどん使っていくということやと思っています。

例えば、交通機関なんかもスマホでも予約できますよね。Ma a S といって決済手続もできるものがあります。あるいは、皆さんもう使っておられるかもしれませんが、スマホで銀行口座の預金の移動というのもできるようになってきています。そういうのも使いながら、県民の皆さんが便利さを実感

できて、かつ手間を省けるようにこれからもしていきたいと思っています。

組織も変更いたしました。組織変更につきましては、総務部の中に置いたということは、予算についても定員についても配慮できる部局に置いたということで、御理解を頂戴できればと思っています。

これからますます力を入れていかないかんと考えているところでございます。

三重県デジタル推進フェローにつきましては、担当局長のほうから説明させていただきます。

〔松下功一総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（松下功一） それでは、三重県デジタル推進フェローの役割、アドバイスの内容につきまして御答弁を申し上げます。

少し遡りますけれども、令和3年度からの2年間は、田中前CDOに三重県におけるDX推進の土台を築いていただいたところです。この成果の下で取組を着実に進めていくために、今年度から三重県デジタル推進フェローを設置したということでございます。

フェローとして就任いただいた4名の方とは、定期的に意見交換を重ねまして、AIやデータの利活用、自治体でのデジタル化などの、それぞれの専門とする立場から御助言をいただいております。

例えばでございますが、株式会社ソニーコンピューターサイエンス研究所の北野宏明氏からは、生成AIの活用につきまして、有効に活用すれば行政の効率性は飛躍的に高まるとか、公開データを使って生成AIの特性を把握するところから始めてみてはどうかといったアドバイスをいただきました。

また、武蔵大学の庄司昌彦氏には、自治体デジタルの見地から御助言をいただきまして、庁内に設置している生成AIの検証ワーキングを立ち上げていますが、そこにも御助言をいただいて、このメンバーの中での議論形成にもつながっております。

あと、お二人いますが、一般社団法人リンクデータの下山紗代子氏、あるいは、一般社団法人コード・フォー・ジャパンの関治之氏から、データの利

活用ですね、先ほど議員からもデータドリブンという話もありましたが、そういったデータドリブンの観点からそれぞれ御意見をいただいたところでございます。

デジタルの技術の進展は目覚ましく、技術やトレンドの移り変わりが非常に激しいことから、今後こうしたデジタル社会を取り巻く変化に的確に対応していく必要がございます。

このため、引き続き、フェローの皆様から御助言をいただきながら、行政のDXに向けた取組を進めてまいります。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

いろいろとやっていただけということで、三重県デジタル推進フェローの方のアドバイスも含めて、質問の最初にも述べましたけれども、この後の質問にもつながりますけれども、何とか数値目標も立てていますので、それを達成してデジタルの恩恵をどんどん広げていくことこそ、やっぱり政策の評価につながっていくと思いますので、何とぞよろしくお願いします。

チャットGPT、生成AIの話も、自治体で使われているところもありますので、そういった観点のお話、初めて聞きましたけれども、県でも進めていただけるようにお願いしたいと思います。

続きまして、デジタル手続の話、知事の御答弁にもありましたけれども、みえデジプランというのをつくられて、そこでデジタル手続の100%を目指されるということです。先ほど、75分の61という数字も出していただきましたが、その目標を見ると、令和8年度までに100%を目指されるというお話を書かれていましたが、様々オンライン申請とかあると思うんですね。国のほうでも、ちょっと横文字が多いので日本語で言うと、個々の手続がデジタルで完結すること、1度出した情報は2度使用しないこと、三つ目が、これ一番大切だと思うんですけど、民間のサービス等も含めていろんなこと、ちょっと横文字を使いますが、ワンストップで実現するというのがやっぱり三つあると思うんですけども、これらの観点から見て、その75だけにとど

まらず、デジタル手続100%、今、どのような現状でどういった広がりを見せていくのかということをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔松下功一総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（松下功一） 行政手続のデジタル化の進捗状況や今後の取組について、御答弁いたします。

県では、県民の皆様にはデジタルの恩恵を実感していただきますように、先ほど御紹介もありましたが、みえデジプランでありますとか、それと、少し手続のブレークダウンした行政手続デジタル化方針というのも定めまして、取組を進めているところでございます。

この方針の中では、先ほど知事からも触れましたけれども、75手続、受付件数で言うと年間11万件のものになりますが、これを重点手続と定めまして、この重点手続については、令和6年度末までにデジタル化が完了するように取り組んでいるということでございます。それと、もう一つは、それ以外にも、重点以外のものも令和8年度中に終わるようにということで、目指しているところでございます。

なお、この重点手続の部分につきましては、令和4年度末時点で61手続、先ほど知事も触れましたけれども、そういったことで今、手続のデジタル化が完了しておりまして、重点だけで言えば76%の進捗となっております。

あとのもう一つの重点手続以外の、これ、国の法令等に基づく手続とかそういったものでございますが、これにつきましては、国の見直しというものもありますので、それに合わせまして、令和8年度までにデジタル化が実現できますように今準備を進めているところでございます。

それと、なおということではありますが、県の取組に加えまして、県民の皆様には身近な存在である市町における書かない窓口についても、市町職員を対象とした体験会を実施するなど、導入促進に取り組んでいるということでございます。

今後でございますが、申請の仕方をより分かりやすく見直すということとともに、例えば証紙の納付に替えて電子納付もできるように手続を進めてま

いりたいと思っています。そういったことで、サービス内容の改善を進めていきます。また、引き続き、手続担当所属の事務処理プロセスの改善支援にも取り組んでいきたいと考えております。

こういった取組によりまして、行政手続のデジタル化を一層進めていくとともに、電子申請が可能な手続については、広く県民に周知することで、皆様の利便性向上につなげていきたいと思っております。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

72%ぐらい進んでいるということです。ちょっと時間がないので本来は再質問したかったんですが、ちょっと要望とかにとどめさせていただきたいんですけれども、100%目指される上で恐らくスムーズに行かれているんだと思うんですが、様々ボトルネックがあると思うので、これは国とかのシステム統一化とかデータの連携とかも絡んでくる話ですので、そこは、知事含めて国のほうにどンドン言っていただければと思うんですが、もう1点、結構、僕らもオンライン手続とか使っていてよく思うのが、ぜいたくな話かもしれませんが、手続がオンライン化されて非常に使いやすくなったのはあるんですが、ちょっとまた横文字ですけど、ユーザーインターフェースとかユーザーエクスペリエンスって言いますけど、いわゆるUXがちょっとねという話も、やっぱり使いづらいという話も聞きますので、その点も視野に入れながらオンライン手続を整備していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、デジタル手続の最後の質問に移りますが、ちょっと時間なくなってきましたので端的に質問しますと、先ほど述べましたとおり、行政手続のオンライン化も含めて業務の効率化等々を考えると、基盤の整備というのが非常に大切になってきます。

その中で、データとかシステムの統一標準化、それに加えていろいろ大切になってくるんですが、国のほうでガバメントクラウドといいまして、システム、基幹システムだったり、全ての自治体で使われている基幹システム

だったり、そういったものをクラウド上に国が責任を持って配置して、そこからデータを引っ張って使うというガバメントクラウドという仕組みが、今、施行されているところで、2025年度から順次移行を目指すといった話があると思うんですけども、これはやっぱり大きな自治体ほど移行に関して結構手間がかかると推察されます。

メリットも言うまでもなく多くあると思いますので、まずは、ガバメントクラウドへ移行される時期が今決まっているのか、どうされるのかということをお聞きしたいと思います。

〔松下功一総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（松下功一） ガバメントクラウドへの移行に向けた進捗状況などについて御答弁申し上げます。

地方公共団体におきましては、これまで利便性の観点から、情報システムに個別カスタマイズを加えて運用してきた結果、システムの発注や維持管理、改修等の個別対応に伴う負担が増えてきているという状況がございます。

このため、国は全ての地方公共団体に対しまして、住民基本台帳等の基幹系の20業務を、政府共通の利用環境であるガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行するよう求めておりまして、その期限を令和7年度末までとしております。これによりまして、自治体職員の負荷軽減と運用経費の削減につなげ、持続可能な行政運営の継続に資することが期待されております。

令和4年度末に基幹系20業務の仕様書が固まったということから、今、検討を進めておりますが、現時点では、県内の全ての市町において、7年度中の移行完了が見込まれているということですが、ただ、システムの開発、移行が7年度に集中するというのもあって、システム開発事業者の人手の確保であるとか、あるいは、多額の移行経費が見込まれるといった課題もあります。

こうしたことで、県では、他県の先進自治体調査を行いまして、その結果を市町に情報提供するとともに、各市町が定めたスケジュールの進捗状況を

確認しながら助言などの個別支援を進めています。

また、ガバメントクラウドへの接続に関しては、その回線がありますから、回線に係る経費が市町の負担になるということから、県が主導して共同調達を行うことで、コスト削減が図れないか検討しているところでございます。

県内全ての市町が円滑かつ安全に標準化に対応し、ガバメントクラウドへの移行ができますよう、今後も国の動向を見ながら、市町やシステム開発事業者と綿密に情報交換を行い、助言などの支援を行ってまいります。

また、国に対しては、先ほど申しました費用面の課題がございますので、十分な財政支援につきまして要望をしっかりとしていきたいと思っております。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

ガバメントクラウドですが、メリットはやっぱり多いと思っていまして、セキュリティの面も向上すると思えますし、調達のコストも削減できますし、ただ、統一化されるということで、今までシステムを自前でつくっていたりする機能が、今度は標準化された上に乗っかる様々アプリであったり、そういったものをサービスを選ぶ力というのを、今後求められてくると思っています。経費のことはさておき。

なので、ここからがデジタル推進局の腕の見せどころといたしますか、いろいろなものを組み合わせて、よりよい県民サービス、市民サービスをつくっていただだける一番の山場だと思っていますので、この点はまた質問させていただきたいんですけども、スムーズに行けるよう進めていただきたいと思います。

以上で、デジタル改革の質問を終わらせていただきます。

ちょっと時間がないので、スタートアップ支援の環境についてといった質問に移りたいと思います。

8月28日、ちょうど今から1か月前に、みえスタートアップ支援プラットフォームというものが設立されました。

国のほうも、2022年にスタートアップ育成5か年計画というものをつくっ

て、本腰を入れて取り組まれていると。スタートアップが大事だということはいろんなところで言われていることなのですが、国のスタートアップ育成5か年計画はちょっと細かいので述べませんけれども、スタートアップって一口に言っても様々なレベル感があると思っていて、一応有名なのであればユニコーン企業というのがあって、評価額が10億ドルを超え、かつ設立10年以内の未上場の企業ということです。国のほうでもまだ多分数社しかなくて、なかなかないような状態ですけれども、ほかにも社会的起業と言われるインパクトスタートアップというのもありますし、適する単語はないんですけれども、地域の経済を独創的な視点から独創的な方法で活性化させるといったスタートアップもあるわけなんですよね。

この三重県でスタートアップの支援を行うといった中で、まずはこのスタートアップというものをどう捉えるか、スタートアップのレベル感をどう捉えるかというのは、一番最初のスタートだと思っています。この点について当局はどのようにお考えなのかということ、まずお聞かせいただきたいと思っております。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 失礼いたします。

県はどういったスタートアップを支援していくのかという観点で、御答弁させていただきます。

本県では、事業規模の大小にかかわらず、社会課題、地域課題の解決や地域資源の活用により、独創的なビジネスを展開しようとする事業者を対象として、ネットワーク拡大支援、新規事業創出に向けた事業計画の磨き上げ、あと、また県内企業とスタートアップの連携促進など、スタートアップの起業前から起業拡大まで、成長段階に応じた支援というのを考えて取り組んでおるところでございます。

具体的な中身で言いますと、その中で例えばですけれども、三重県産の野菜を用いた菜食主義の方向けの宅食サービスを提供する事業者であったりとか、また、釣った魚を料理できない方と飲食店とのマッチングアプリを運営

する事業者など、地域資源の活用や地域課題の解決を目的とした独創的なサービスの創出に至った事例も生まれておるところでございます。

また、今年度でございますが、新たに補助金を創出しましたが、そこでは海洋プラスチックを独自の技術でリサイクルし、新たな商品を製造するスタートアップとか、また、運輸業界のカーボンニュートラル実現に向けたサービスを展開しようとする第二創業など、地域課題、社会課題の解決に向けた事業に対する支援を決定したところでございます。

御案内のとおり、この8月に49機関が参画していただくみえスタートアップ支援プラットフォームを設立したところでございます。これにおきまして、定期的なイベントの開催、支援施策の情報発信、事業連携や共同事業の実施、スタートアップと参画機関のネットワークの構築を進めるというようなところについて、しっかり取り組んでいくというところでございます。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） 様々な取組をされていくということなのですが、一方で、各自治体には開業支援だったり創業支援というそういった名目、立てつけて、いろんな政策をこれまで進められてきたと思います。それと、このスタートアップ支援というのはどう違うのかというのを、一言だけちょっと再質問させていただきたいんですが、お聞かせいただければと思います。

○雇用経済部長（小見山幸弘） これまでの創業との違いということについて、スタートアップについては明確な定義が確かにあるわけではございませんが、一般的には今までにない独創的なビジネスを展開するというのがスタートアップ、そういう事業者とされておるところでございます。

例えばですけれども、前例のない取組をするという中で、事業計画とかそんなところの評価は難しいというようなところで、資金調達においては融資をベンチャーキャピタル等からの出資を活用していただいているというのが、従来の創業と比較してスタートアップというのが業態の一番の差かなと考えておるところでございます。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） なかなか定義が難しいですので、一言言わせていただくとすれば、創業支援、開業支援とまた別の観点で進めていていただきたいということだけお伝えしたいと思います。

ちょっと時間がないので2番の質問のほうに行きますが、そういうのを進めるためにも何が一番大切かという、人、人材、やっていただける方の確保だと思っていて、これ、（パネルを示す）みえスタートアップ支援プラットフォームのホームページから引っ張ってきたやつなんですけど、右下にネットワーク構築を支援するといったことが書かれています。

これ、国の方針でもそうですし、僕の実感でもそうなんですけど、やっぱり有機的な人、人材支援、そういったものがネットワーク化されてその地域に根づくことが、やっぱりそういったものを発展させていく一番いいサイクルが生まれることだと思いますので、この点、重点的に取り組んでいていただきたいんですが、どうお考えかお聞かせください。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 失礼いたします。

人材の確保の観点というようなところでございます。

具体的な取組ですけれども、まず、県内の人材の育成についてでございますが、起業を身近に感じて興味を持っていただけるようにということで、まず、高校生を対象にスタートアップ経験者による身近な起業の経緯、または体験談の講演やアイデアの事業化を検討するワークショップとか、そういうふうなものは今年度、6校で実施させていただき予定としておるところでございます。

また、スタートアップを目指す方や興味を持つ方と、スタートアップ経験者と支援機関が集まる場というのを定期的に設けて、それぞれのビジネスの創出や発展につながるネットワークの構築につなげるという取組をしているところでございます。

また、県外とのネットワークの構築支援というのも重要でございます。県外のスタートアップやベンチャーキャピタル等との支援機関とのネットワー

クを構築するために、例えばでございますが、首都圏営業拠点の三重テラスにおきましてスタートアップ関連イベントを開催し、本県の地域資源や支援施策など幅広く情報発信することで、県内の人材及び事業活動の誘致や、県内事業者とのマッチングというのを進めてきております。

具体的にも、この取組を通じて首都圏在住で将来、三重県で起業を予定の方と三重県のスタートアップとの交流も生まれるということで、県外からの人材確保につながる事例も生まれておるところでございます。

先ほど御案内もいただいた、みえスタートアップ支援プラットフォームでございますが、これは、産学官金の多様な機関に参画していただいておりますので、この定期的なイベントの開催や事業連携を通じて、スタートアップの掘り起こしというのもこの中で行うとともに、それぞれの機関が持つ情報や支援機能を有機的に結びつけることで、スタートアップの育成にもつながると考えておるところでございます。

スタートアップに関心を持つ方と参画機関をつなぐ仕組みを、今後より検討して、それぞれの参画機関が連携してしっかりと支援できる体制を強化して、人材の確保に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） ありがとうございます。

様々な取組をされるんですが、まだ始まったばかりですので、いろんなことができると思いますので、よろしくお願いします。

スタートアップ・エコシステム拠点都市というのが全国にありまして、大都市中心なんですけれども、どうしてもやっぱりこういった施策というのは大都市が中心になってきてしまうところに対して、我々は地方で頑張っていくといった旗を上げるわけですので、なかなか一緒のことをしていても難しいと思いますし、時にはそういったエコシステム拠点都市に選ばれた都市、そういった既存のできているスタートアップ支援のところと組みながらというか、連携を取りながら、特に三重県は名古屋、そして関西のほうにあるところと距離的にも近いので、そういった連携を取っていただければな

と思っています。

いずれにせよ始まったばかりですので、スタートアップ支援、地域にとっても非常に大切だと思いますので、進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

最後に、スポーツ政策に経済的な視点をといったテーマで質問をさせていただきますが、ちょっとメモが見当たらないので、普通に行きます。

様々、最近スポーツがいろんなイベントが盛り上がってしまして、一昨日の質問のところでもありましたけれども、そういった盛り上がりであったりいろんな人が楽しんでいる姿を見て、僕もスポーツをやりますし、見ますし、子どもたちに教えてもいるので、非常に自分もわくわくする気持ちでいます。

様々スポーツの政策がある中で、三重県は第3次三重県スポーツ推進計画というものを立てられて、その中にこういった形で取り組んでいくんだというのが書かれています。

大別すると、スポーツの参加率の向上であったり、教育的側面もありますし、健康面も少しあったんですかね、競技力の向上といった側面もありますが、ちょっと経済的なスポーツも、経済的な側面もあると思うんですよね。

政策投資銀行がスポーツGDPというのを発表されてしまして、これはGDPなので、上流から下流までいろんな産業を含んだものになりますけれども、特に昨今、EBPMとってエビデンスに基づいた政策立案というのが重視されている中で、なかなかKPI設定とかがあり苦労する政策が多い中、こういったスポーツGDPとか経済的な観点を取り入れたらどうかなといつも思っていました。

第3次三重県スポーツ推進計画を見ると、スポーツのツーリズムであったり、交流といった点から経済的側面というのが書かれているんですけども、より踏み込んだスポーツと経済的なところの絡みというのが計画に載ってなかったもので、この点、今、当局はどのようにお考えなのかなということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔山川晴久地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（山川晴久） お答えいたします。

スポーツには、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりなど、社会問題の解決に資する力があります。

例えば、大規模スポーツ大会の開催は地域経済に大きな効果をもたらし、平成30年度に本県で開催した高校総体では約99億円、また、仮に三重とわか国体・三重とわか大会を開催していた場合では、約1022億円の経済波及効果が推計されていたところです。

三重県スポーツ推進計画におきまして、経済的な指標を盛り込むことにつきましては、次期計画を策定するときに、その時点の国の計画等も参考に関係部局と共に調査研究していきたいと考えています。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○4番（龍神啓介） ありがとうございます。

ちょっとようやくメモ書きが見つかったので、もう1点質問したいんですが、今言ったのは計画のほうにぜひという話だったんですが、何もスポーツ参加率とかスポーツの健康、教育面、さっき言ったところをないがしろにするわけではないです。

そのスポーツ推進計画の概要版と、また細かい全体版のほうも読み込ませていただいたんですが、どうしても競技力のところと、ちょっと説明がしづらいんですが、国のほうのスポーツ庁であったり、そういったところもどうしてもやっぱり文部科学省の系列になっていますし、一言で何が言いたいかという、縦割りをどの行政分野、どの分野もそうなんですけれども、スポーツ、今いった経済的なところ、どうしてもやっぱり雇用、経済のところも絡んできますし、やっぱりそこを分野横断的に政策を進めていくには、どうしても部局の枠にとらわれることなく進めていただきたいと思いますよね。

スポーツ推進計画については、検討を重ねていただけるといったお話をいただきましたが、2027年まである計画ですので、それまでの間は4年間ぐらいいあるわけです。その中で地域をより活性化させる、また、スポーツにいろ

んな方が取り組んでもらえる、スポーツで盛り上がりをつくってもらえると
いった点を含めて、スポーツの部局にとらわれない仕組み、仕組みというか、
その施策を打つことが雇用、経済とかと絡む中で可能なかどうか、最後に
聞きたいと思います。すみません。よろしくをお願いします。

○**地域連携・交通部スポーツ推進局長（山川晴久）** 事業を今後、予算化して
いくことになるんですけども、今議員がおっしゃっていただいたような経
済的な視点というのも考慮に入れながら、今度、予算化、事業化についても
検討していきたいと考えております。

〔4番 龍神啓介議員登壇〕

○**4番（龍神啓介）** すみません、ちょっと時間ないので最後に言いたいこと
を言わせてもらって終わりたいと思うんですが、さっきのスタートアップの
話もそうですけれども、大都市であったり、既に資本がある、いろんな意味
で資本がある都市と比べて、スポーツの資産があるかないかといったらない
のかなと思うわけですね。

そんな中で、この県をスポーツ的にもっと盛り上げていこうよってなった
ときに、やっぱりさっき言った経済的な仕組みを含めて野心的な目標を立て
ないと、どうしても盛り上がり生まれなと思うんですよ。

なので、最後に質問したとおり、ちょっとむちゃくちゃな質問になりまし
たけれども、その分野の枠にとらわれない施策をやってもらいたいです。
本当にちょっともう感情論だけで言っていますけど、何とか三重県をスポー
ツ的に盛り上がる県にしていただければと思っておりますので、どうぞよろ
しくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○**議長（中森博文）** 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。11番 中瀬信之議員。

〔11番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○11番（中瀬信之） おはようございます。

新政みえ、度会郡選挙区選出、中瀬信之でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、4点の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、うれしいニュースを一つお伝えいたします。これは皆さん御存じだと思いますが、ベオグラードで行われておりましたレスリング世界選手権、こちらで三重県出身の藤波朱里選手が優勝したと。優勝したということは、パリオリンピックの代表に内定したということでもあります。また、今127連勝中ということで、パリ五輪で、金メダルはもちろんですが、どこまで延ばせるかということを期待したい、そんな思いがあるところであります。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

1点目の質問は、今年6月16日から18日の間、志摩市で行われましたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合が三重県に与える影響についてお伺いしたいと、そのように思っています。

知事は、今定例会会議の知事提案説明の中で、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の内容に触れ、大臣会合は安全かつ成功裏に全日程を終了することができた。改めて、県民、県議会、企業、関係団体をはじめ、協力いただいた全ての皆様に感謝をします。今後は、大規模な政府主催の国際会議の成功に

携わった経験、各国大臣などのふれあいで得た若い世代の自信、高い評価をいただいた食や文化などの強みを生かして、三重の魅力がさらに高まっていくようしっかりと取り組む、と言われております。

交通大臣会合で議論されたテーマについては触れられておりませんが、テーマは、イノベーションによる誰もがアクセス可能で持続可能な交通の実現であります。G7という大きな枠組みでのテーマではありますが、県南部地域の志摩市で開催された意義は大きい、そのように思います。三重県南部地域は、少子・高齢化が急速に進み、人口減少が大きな課題であり、交通弱者にとっては特に公共交通の役割が大きいと考えています。

交通大臣会合の開催当日に発行された新聞の記事ではありますが、「地方公共交通を支える仕組みは」との見出しで、日本は採算が前提である、欧米は官民で移動の自由をと書かれていました。なるほど、日本では常に路線の利用者の数や、そういうことが問題視されていると思っています。

みえ元気プランの取組の中で、地方鉄道や在来線などは利用者が大幅に減少し、経営状況が悪化していると書かれています。この文章を見て、日本は採算が前提との新聞記事を思い出すところでもあります。欧米では、公共交通はまちづくりに必要だとし、政府の財政支援で維持する仕組みや、欧州では、全ての人に平等に公共交通を提供するという観点や発想が根づいているとも書かれています。

知事は、令和3年9月定例会議の私ども小島議員の一般質問の中で、知事の所信表明の中で発言された、地域全体で子ども・子育てを応援するのだというメッセージを伝えていただきたいとの質問の中で、ロンドンでの出来事を話されたと思っています。

ベビーカーを押されているお母さんが駅にいて、階段に差しかかったときに、何とするんかなと思っておったら、若い人が来て、すっと持って階段を上っていったと。日本でもこういう光景を見られたらいいなということを言われておりました。私もそのとおりでと思っています。

知事は、そのときに、このようなことも言われています。高齢者、身体障

害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の制定に携わり、バリアフリーは、母親をはじめとした子育ての中の方にも、身体障がい者の方だけでなく、移動しやすいまちづくりを提供するというものがあります。こうした経験を通じまして、社会全体でどうやって課題を解決していくか、その重要性を感じたところだと答弁されています。

今回のG7交通大臣会合のテーマは、誰もがアクセス可能な交通の実現であります。まさしく知事の思いに通ずるところがあるのではないかなと、そのように思っているところであります。

交通バリアフリー法が、平成12年、2000年に制定されました。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律が施行され、鉄道駅や車両などの乗り物のバリアフリー化が進み、平成18年には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律と交通バリアフリー法を統合した、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が新たに施行されました。

都市部ではどんどんとバリアフリー化が進んでいますが、いまだ改正されたバリアフリー法で全ての駅がバリアフリーの対象ではなく、1日当たりの利用者数が3000人以上の駅について令和2年度までに原則バリアフリー化をするとありますが、三重県の駅の多くは利用客数が3000人以下の駅であります。

この写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）この写真を見て、少しばかり想像していただきたいなと思います。

これは、私たちの地域ではよくある地方の駅舎です。そこに、列車を通すときに渡る跨線橋というものがついています。その中で、ここには何が足らんのかなということを少し思っていたきたい。

まず、ここにはエレベーターがありません。それから、手すりがついていまずので、少々足の不自由な方でも上れるかとは思いますが、車椅子でここを渡ることはできません。また、ベビーカーを持った方も渡ることができま

せん。

最近、コロナ禍が明けて、いろんなところに旅行に行かれる方が大きな旅行かばんを持つ、私はようコロコロと言いますが、そういうものを持ってここを渡すことは、なかなか難儀な状況にあると思っています。

私はこの場所で車椅子での利用や、ベビーカーでの利用を見たことがありません。なぜならば、利用ができやんという、そういう状況があつてのことだと思っています。

エレベーターのない駅舎での、車椅子などで階段が上がれない方の、駅の対応はどうするのかなという思いで、駅員の方に聞いてみました。車椅子の方が来たらどうするんですか。この駅については昇降機がありますので、私らが手だてをして、昇降機で乗り降りをするんだと言われていました。

先ほどあった駅舎につきましては、最近多い無人化の駅であります。無人化の駅では何とするんやろうなということも話を伺ったところ、無人化の駅については、事前に案内、ここはJRですが、案内をしていただいて、何月何日何時の列車に乗るからこの駅に迎えに来てほしいということをお伝えすると、丁寧に迎えに来てくれるということであります。

しかし、よく考えてみると、無人駅の場合、車椅子で来たときに、駅舎のホームに上るについても、階段だけでスロープがない駅もたくさんあります。そういう方については、駅に来ただけけれども、上がっていけないという状況があるということをまず頭に入れていただきたいと思います。実際に利用するとなれば、大変な労力が要ると思います。

私は、令和3年10月の一般質問で、知事に対して南北格差についてお伺いしたことがあります。知事の答弁の抜粋になりますが、選挙期間中に県内各地を駆け巡り、特に南部地域の格差を感じたことはありませんでしたというふうに言われております。

南北地域格差を縮める考えではなく、それぞれの地域に、実情に応じて地域資源を磨いていく。南部地域には大きく発展するポテンシャルがある。私もそのとおりだと思います。しかし、詳しくいろんなところを見ていくと、

都会にあって田舎にないということがたくさん出てくるのではないかなという思いがあります。

過疎地の住民は、私、非常に我慢強い日々を送っているんだなと思っています。知事は、南北格差を感じたことはないと言われていしますので、今回のG7交通大臣会合のテーマ、イノベーションによる誰もがアクセス可能で持続可能な交通の実現とあり、過疎地を含む、地域における持続可能な形での移動、輸送手段の確保の重要性や、年齢、障がい、性別等を問わず、公平で安全かつ円滑な移動の確保の重要性を確認しています。そして、実現に向けた政策のイノベーションや、官民の技術開発の後押しをするための政府の役割等について議論したとあります。

今回の交通大臣会合の中身を精査し、三重県の過疎地における公共交通の在り方や、年齢や障がい等を問わず、全ての人が公平で安全かつ円滑な移動手段の確保やバリアフリー化の推進について、知事にお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 答弁に入らせていただく前に、中瀬議員からお話しいただきました藤波朱里さん、本当に素晴らしい活躍をされたと思います。三重県の誇りでございます。連勝記録も、三重県の偉大なる選手である吉田沙保里さんを超えるということでございまして、次のパリオリンピックでの活躍も、非常に知事としても期待を、あるいは三重県人としても期待をさせていただいているところでございます。

三重県レスリング協会の会長であられる中瀬議員も、非常に喜びもひとしおではないかと思っておるところでございます。

御指摘いただきました地域の交通でございますけれども、G7交通大臣会合では、史上初になりますけど、地域における移動手段の確保が主要テーマで取り上げられております。これに関して、それぞれの国の今までの対応というものも、ベストプラクティスも持ち寄られて議論されたと聞いております。

これから日本で、どんなやり方で地域の交通確保、議論がなされるのか。

私どもも、三重県の中で、国に対しても意見を言っていきたいと思っていますし、県内でもしっかりと取組をしていきたいと思っています。

と申しますのは、昨日も津高校へ行きまして、そこで生徒とお話をしました。若い人たちが何で三重県から出ていくのか、あるいは、帰ってこようとしめないのか。その要因の一つに、交通機関がやっぱり充実していないという声がありました。大学生になったら車に乗れるようになるので、多少、その考え方は変わってくるかもしれませんが、確かに、公共交通機関は日本ではまだまだ弱いところがあると思います。

これは、中瀬議員が御指摘いただいたように、ヨーロッパの公共交通機関の考え方と日本の公共交通機関の考え方、これは、つくり方もそうですし、維持の仕方も、これは変わってきているから、変わっていったからなんです。しかしながら、日本の人口減少社会において、交通機関の維持ということについては、ヨーロッパを見習っていく必要があるかと思っています。

ただ、これには莫大な財源がかかります。ヨーロッパの国々との消費税率を比べていただきますとお分かりになるとと思いますけれども、福祉にもお金がかかります。教育にもお金がかかります。これは当然です。安全にもお金がかかります。そして交通にもお金がかかる。だから、どこまでをやっていくのかというのは、その時々々の経済状況なども見ながら、あるいは、移動したいという願望、どのぐらい御希望があるか、そういうものを見ながらやっていかないかと思っています。

高校生の話だけではなくて、高齢者のお話もございます。今日の朝のニュースで、86歳でしたか、高齢者の方が事故を起こされたというのが流れていました。

私どもの地元でも、高齢の方々に、免許を返納したらいいんじゃないですかって言いますけれども、よう見てみと。免許を返納してどうやって生きていくんやと。スーパーも行けへんし、病院も行けへんし、市役所も行けん。市役所のほうはデジタル化で何とかしていかなあかんと思いますけど、そういうことなんです。それが現実なんですわ。

それをしっかりとやっていかないかんとということで、今年度から、県庁に、公共交通を考える専門の課をつくっております。これ、今までの運輸行政のやり方の若干の課題があったと思っていますけど、運輸行政は、国でやって、地方の運輸局がやって、そして、運輸支局が仕事をして事業者と一緒にやるということでございますので、実は、自治体、基礎自治体は様々な実験もやっていたので運輸局と一緒にやっていたんですけど、県があんまりかんでいなかったんです。先ほど、これからしっかりかんでいかないかんとということで、地方自治体の支援もやっていこうと思っています。

今年は、中部運輸局と一緒になしまして、基礎自治体の皆さんが住民の皆さんとお話をする場にも、うちの職員も行っていて、どういう課題があるか聞き取りをして、実際に地域で適用できるような交通の在り方というのを探ろうとしているところでございます。

それから、バリアフリーでございますけど、これについても非常に重要な問題でございます。国家が近代国家であるゆえんというのは、弱肉強食ということをやっていくのではなくて、弱者に、いろんな弱者があります、配慮していくというのが、国家が近代国家であるゆえんであると私自身は思っています。

平成12年の交通バリアフリー法の前後で、駅のエレベーター、エスカレーター、それからホーム柵もそうですけど、大分、世の中変わってきたと思っております。これからも進める必要があります。

先ほど、議員に資料を見せていただきました。私、あの写真を見たときに、これは私の家の近くの井田川駅かなと思いました。どこでも同じなんです。これ、実は、南北はあんまり関係ないです。駅の数は関係あるかもしれませんが、どこでもああいう駅はあります。

おっしゃったように、私も、平成30年にバリアフリー法の改正をしたときに、ああいう駅ではどうしているんですかということをJRに聞いたことがあります。おっしゃるように事前連絡をする。本当は、車椅子の人たちは、事前に連絡をせんでも、いつ行っても動けるように、自分で車両に乗れるよ

うになってほしいんやって思いを持っておられるというのも、DPIという車椅子の団体、あれは障がい者の団体ですけど、世界的な団体の日本支部の事務局長からも聞いています。何とかそれを実現したいということで、今まで国でも自治体でもやってきました。

今、駅舎は、今まで最初は5000人以上の駅でやって、今3000人になって、そして2000人から3000人、徐々に変わってきています。最後に、無人駅のようなところはなかなか難しいと思います。

あのときに議論していたのは、先ほど見せていただいた跨線橋、ここにエレベーターをつけるのはかなりのお金がかかります。維持費もかかります。外部につけるものですから雨風にさらされるんです。なかなか難しい。どうしますかという議論があって。そうしたら、実は、ホームがあるんですけど、ホームにもおっしゃるように上がれない、エレベーターもつけられない。そうしたら、ホームの先、このスロープを緩やかにして、自分の力で上げられるようにできないのかという議論を始めているところです。簡単ではないと思います。お金もかかります。これは駅の構造を変えないけませんので。そうやけど何とかして、誰でも移動しやすい、そういう社会をつくっていくべきではないかなと思います。

三重県でも、例えばタクシーですけど、ユニバーサルデザインのタクシーについて、令和4年度からですが、県独自の補助金なんかも設けているところでございます。

先ほど、お話をいただいた地域の公共交通の話、これはバリアフリーと密接に関連していると思いますが、今後、皆さんのお話もお伺いしながら、それから、何よりもやはり当事者のお話をお伺いし、高齢者もそうですし、それから学生もそうです、話を伺いして、どんな形で交通体系をつくっていったらいいのかというのを考えてまいりたいと思っております。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

〇11番（中瀬信之） ありがとうございます。

私は、今回、この質問をしようと思ったのは、交通関係にも障がい者対策

にも知事は精通しているだろうという思いがあって、今回の質問をさせていただいた。

過疎地の駅にエレベーターをつけるとか、なかなか難しいところはあるかと思いますが、この三重県でG7交通大臣会合、こんなもの、将来、あるはずが多分ないと思うんです。そういう会合をやった成果として、この三重県の例えば先ほど見せたような駅舎に、本当に高齢者や障がい者や車椅子が利用できるようなものができれば、私は、全国から一見知事の成果を見にいろんな視察が来ると思うんですよね。

そういうことを私は期待して、この質問は終わりたいと思っています。

続いて、2点目の質問に入ります。

これは、県有施設駐車場のバリアフリー化と今後のユニバーサルデザインの推進ということについて、お伺いいたします。

子ども・福祉部から配付された第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023－2026）、（実物を示す）こういうものを頂いています。今回は、この中にある全ての項目についてお伺いするというものではなくて、県施設の車椅子使用者駐車場及びおもいやり駐車場に、雨天時、雨降りのときに利用者が対応できる、屋根をつけることが必要ではないかということでお伺いするものであります。

県が定める車椅子使用者駐車場区画の整備基準について、記述されていることがあります。それを2点申し上げます。

不特定かつ多数の者が利用し、または、主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合、1以上の車椅子使用者駐車場区画の設置が必要となる。

二つ目、車椅子使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨時の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けることとあります。必要に応じてと書かれていますが、本来、県の駐車場で必要がないところはないと思っていますので、全ての駐車場にと理解してもいいのではないかなと私はと思っています。

まず、写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）3枚続けて

お願いします。

これ、県に10か所ある県庁舎の駐車場です。桑名、四日市、鈴鹿、津、みんな屋根がついていますが、津庁舎を見ると、おもいやり駐車場の上には屋根がついておりません。

次、これ、（パネルを示す）伊勢、松阪、志摩、伊賀となっていますが、ここにも駐車場が整備されている。志摩庁舎には、正面玄関のところには屋根がない。これは何でかなと思ったら、裏に駐車場があって、そこには屋根がついているという説明でした。

それともう一つ、（パネルを示す）尾鷲、熊野庁舎です。こちらも整備されています。県庁舎、最後になります、一番下です。ここには、おもいやり駐車場、車椅子使用者駐車場がありますが、屋根がありませんという状況です。このことを覚えていただきたいと思います。

この写真を見ていただいて、県の指標に基づいて車椅子使用者駐車場の屋根付整備や、おもいやり駐車場の整備がされておりますが、車椅子使用者駐車場には屋根がありますが、ほとんどのところでおもいやり駐車場には屋根がありません。

最近、よく見る光景になりますが、車椅子の方は分かりますが、小さい子どもを連れている場合、ベビーカーですね。その場合は、車椅子と同じく、屋根がついていないと雨降り時には対応ができない。そんな状況であるのではないかなと思っています。

現状、県の施設の中で、様々な状況があると思いますが、今できていないところは、やろうとしているんだけど、いろんな状況があってできていないと私は判断していますが、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を率先して進めようとしている、県の姿勢はどうあるべきなのかということを考える必要があるのではないかなと思っています。

次の写真を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これは、先般、私が車椅子使用者駐車場のことで話をするよということを伝えましたら、私、乗り降りの協力をしますよということで、していただきました。

これを見ていただくと、この日は雨が降っていなかったんですが、車のドアを開けて近づいて、2番目、自分はどっこいしょとここへ移るわけです。それから、車椅子を折り畳んでこういうふうには、本当にこれ力の要る仕事やと思います、車に載せる。そして4番目になりますが、自分はリクライニングを後ろに倒して、腹の上を車椅子を運んでいく。こういう作業をしなければ、車椅子は車に載せることができない。

私は、非常に大変やということは聞いていましたが、実際にこうやってみると、本当に大変だなということが実感として分かります。これが、本当に雨が降っている状況であれば、まさしくずぶぬれになって乗り込んでいくという状況があると思います。

彼は、以前働いていたということもありまして、勤めているときは毎日のことですから何としようたんなら、そう思っていましたら、雨降りのときに屋根がないところへ行くときは、始めから、家からかっぱを着ていく、雨がっぱを着ていくそうです。そして、車を降りるときに、雨にぬれてもいいようにかっぱを使って降りるということです。それから着替えをして、職場に行くということをおっしゃっていました。

屋根がないということだけで、大変な思いをされる方がたくさんいるとまず私は思っています。

この後、彼が言っていたんですが、右手で車椅子をずっと上げるときに、こう、もう40年近くやっておられるらしいんですね。退職した数年前に、上腕二頭筋、こう二つあるんですが、そのうちの1本を、筋が切れてしまったということで、最近力が入らんでちょっといかんのやわということをおっしゃっていました。そういうことからいくと、すごい筋力を使う作業なのかなと思っています。

彼が最後に言うておった言葉が、晴れでも、雨でも、好きなときにどこでも行けるようなことにしていただくといいのではないかなということをおっしゃっていました。特に県有施設であるところについては、やはりきっちりと管理していく必要があるのではないかなと思っています。

県有施設は県下に多くあります。県庁や警察署、学校、病院、医療センター、保健所、福祉施設、子育てセンター、文化施設、美術館、博物館、スポーツ施設、研修施設などなど、たくさんの施設がありますが、現状、把握している車椅子使用者の対応で、屋根付駐車場の状況がどのようになっているのか、まずは伺いたしたいと思います。

それと、今申し上げましたように、車椅子使用者駐車場やおもいやり駐車場の区画の整備だけでなく、屋根付きの駐車場の必要性について、県の考え方と今後のユニバーサルデザインの推進を進めようとする、県のリーダーとしての役割について伺います。

ちなみに、今年度整備される大台警察署においては、ユニバーサルデザインに基づく車椅子使用者駐車場並びにおもいやり駐車場には屋根がつくようであります。これは安心しております。

以上、答弁をお願いします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 車椅子利用者用の駐車場であるとか、おもいやり駐車場に屋根をどうつけていくのか、県の考え、これからの進め方についてお答えします。

県では、全ての人が安全で快適に公共の施設を利用できるよう、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例において、県有施設や商業施設などの整備をする際の基準を定めております。

この基準では、議員から紹介もありましたように、不特定多数の方が利用する施設において駐車場を整備する場合、雨天時に傘を差すことが困難な車椅子利用者等の不便さを解消するため、車椅子利用者用駐車場やおもいやり駐車場に屋根またはひさしを設置することが望ましいとしております。

これは、言われたように、車椅子だけやなしに、ベビーカーを使う人、また、けがをして手が一時的にも使えない、そういういろんな方がみえると思います。

一方で、県の施設なんですけど、車椅子利用者用駐車場やおもいやり駐車

場に屋根などを設置している施設の割合は、約35%にとどまっており、特に不特定多数の多くの方が利用する施設については、設置を進めていく必要があると考えております。

設置に当たりましては、技術面や場所等の制約など課題もありますけど、可能なところから少しでも早く整備が進むように、施設を所管する関係部局との意見交換や設置に向けたアドバイスを行うなど、積極的に進めていきたいと思っております。今日も先ほどからずっと、施設を持っている関係部局長を回りまして、ぜひ早く進めるように検討してほしいというようなことも言わせてもろっています。

また、県の施設のみならず、社会全体で誰もが利用しやすい施設整備が進むように、条例等の周知、啓発に取り組んで、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきたいと考えております。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） ありがとうございます。

積極的に横のつながりを持って進めていくということですので、子ども・福祉部だけじゃなくて、いろんな施設があろうかと思いますので、積極的に進めていただくことが一番いいのではないかなと思います。

その中で、ダブって言うことになるか分かりませんが、この中に、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の第1章の中の第3条に県の責務ということが書かれています。そこだけ少し読ませていただきます。

第1項。県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。第2項。県は、自ら設置し、または管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるものとする書かれています。

私は、屋根つきの車椅子やおもいやり駐車場の設置は急務と考えています。早期実現をお願いし、県有施設のバリアフリー情報の欄にも、屋根つきの駐車場はここにあるよという設定をもししていただければ、そういう

ことも要望したいなと思います。

それと、最後になります。三重県の顔である県庁の車椅子使用者駐車場や、職員駐車場の車椅子駐車場、今、雨天時の屋根がついておりません。今までできなかった理由もあると思いますが、どうすればできるかを、これは必死になって考えていただきたいと願っています。

以上で、この二つ目の項目は終わりたいと思います。

続きまして、3点目の質問です。

当県での国体・全国障害者スポーツ大会の開催について伺うものであります。

先ほど知事から言われましたが、私も、三重県に関係するスポーツ団体、三重県レスリング協会の会長という立場でおりますが、限られたスポーツだけではなくて、三重県のスポーツ全体が発展するということを常に感じながら行動していると私は思っています。

三重とこわか国体・三重とこわか大会が中止になり、延期大会も中止になりましたが、自県、自分の県での国体の開催がいかにかに必要かということについて、まず初めに申し上げたいなと思っています。

冒頭に申し上げました藤波朱里選手のパリオリンピック代表内定は、本当にうれしいことであります。三重県のレスリングのレベルが、どれだけ世界に通用するものかということだと思っています。

少し説明します。

藤波選手が出場する階級は、53キログラム級という階級です。この階級は、国内でも最も熾烈な階級と言われております。予選会に出場した選手が、前回の東京オリンピックで金メダルを獲得した、四日市市出身の旧姓向田真優選手であります。そして先般も、知事がコメントでおめでとうと言われていましたが、元世界チャンピオンで、今回の世界選手権ではオリンピック枠のない55キロ級で出場し優勝した、津市出身の奥野春菜選手がいます。

その3人が世界チャンピオンになったわけですが、言い換えれば、三重県選手権で優勝すれば世界チャンピオンにもなれる、また、オリンピックチャ

ンピオンになれる、そういうところだと思っていますし、もし同じ階級で3人出場することができれば、金、銀、銅が独占できるようなレベルに三重県はあると私は思っています。

よく国体のレガシーは何かということを言われますが、私としては、二つの意味があるのではないかなと思っています。

まず、一つ目は、多くのトップアスリートを育てる大きな役割があります。国体で培われた歴史が脈々と続き、次へとつなげられることだと私は思っています。このことを伝えていけないと私は駄目だと思っています。

二つ目は、今回の三重とこわか国体・三重とこわか大会に、全ての市町が国体に関わり、競技スポーツだけでなく誰でも参加できる地域スポーツなども開催され、様々なスポーツに参加し、体を動かし、スポーツに親しみ、日々の健康管理に大きく役立ち、将来的には健康寿命の延伸にもつながる。そして、最終的には、健康的な体をつくることで医療費の削減につながれば、大きな意味があると私は考えています。

単独開催を行って、これは三重県独自で開催するという意味です、県の全ての市町が参加し、県民全体の意識を高め、天皇杯で優勝する。そんな気構えでないとトップアスリートは育たない、そのように私は思います。そして、全市町が参加することで、三重県全体のスポーツのレベルが上がると考えています。

よく言われるような競技を分割する大会では、自県で開催されない競技の士気は上がらない、そのように思いますし、また、財政を気にすれば、財政力のない市町は蚊帳の外に外れ、財政力のある市町に競技が集中し、ますます格差が広がるのではないかと懸念します。

私は、今まで培ってきた国体の開催方法が最もよい方法だと考えています。前回、1975年、三重県で開催されたときの指導者の多くは職場を離れ、新しい体制へと変わろうとしています。そのようなことを考えると、早い時期に三重県で国体を開催し、選手の強化はもちろんのこと、指導者や新たな競技の育成に努めることが、未来に続ける大きな役割だと私は感じています。

指導者からは、三重県にとって自県開催の国体は大きな目標であって、開催日が決まらないと選手強化の予定が立てられない。選手も、目標がないとモチベーションが上がらないということを言われています。やはり大きな目標をつくってあげることが私は重要だと思っています。

先ほどの、三重県には女子レスリングでたくさんのいい選手がいます。そういうことから、今年、四日市市で、ちびっ子レスリングの全国大会があって、それは、競技者は約1000人、親御さん、応援者を入れると約3000人から4000人の規模で開催されました。

そういうことがあるということが、この地域に及ぼす大きな魅力であって、発信力だと私は思っていますし、その場合に、出場した選手も、必ず1位になるんだという思いでみんな出ているんです。そうでないとトップアスリートになれない、そんな思いがあります。しかしながら、結果として2位にもなるし、3位にもなるし、1回戦でも負けるし、だけど、それは努力した結果であって、そのことが決して悪いことではないということがあります。

一見知事は、知事就任直後のさなか、三重とこわか国体・三重とこわか大会の会期延長を検討されたが、これは苦渋の決断と言われておりますが、中止を決定した。大変な決断であったと思っています。

県スポーツ協会会長である向井会長の要望は、現在、国体の開催は持ち回りで開催され、計画では2034年で2巡目の国体が終わります。三重県での国体を、3巡目を待たずに早期開催することを要望されております。

この写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは歴代の三重県スポーツ協会の会長であります。もう御存じのように、これまでは鈴木前知事がやっておった。その前は北川元知事、田川元知事、田中元知事と、そういう面々がスポーツ協会の会長でおられたという事実があります。県スポーツ協会の会長自らが知事に要望書を出された、手渡したということは、私は大変大きな意義があるのではないかと考えています。

苦渋の決断をされたのが知事就任1か月後、知事は、今回のこの要望を聞いて、ちょうどもう2か月がたとうとしています。今回、開催の決断をされ

れば、私は、苦渋の決断ではなく、これは喜びの決断になると思います。すばらしいことだと考えます。こんなうれしい要望はないと考えています。今決断されれば、喜びの決断として、大きく私は報道されるのではないかなという思いもあります。

知事にとっては、9月定例会会議3人目の質問になりますが、私は今すぐ決断されるべきと考えますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 2年前の三重県で開催する国体を6年先に送るかどうかの決断は、議員から先ほどもお話いただきましたが、実は1か月も時間がなかったんですわ。たしか9月14日に、私、初登庁させていただいて、次の国体の会議は24日ではなかったかなと思いますが、事前の調整も含めると2日か3日で結論を出さないかんといい、役人生活をしばらく、35年していましたが、そこでも経験したことのないような決断をせいと言われたところでした。

様々なところにまさに心配もおかけをしながら、そういう決断をさせていただいたわけございまして、議員がおっしゃっておられるように、次の国体、国民スポーツ大会になるんだと思いますけれども、それをどうするか。

これは、一昨日もこの場でもお答えさせていただいたように、8月に向井会長から御要望もいただいております。私もそのときに申し上げましたけれども、三重県が2巡目をやらなかったというのは、我々はしようがない、それを背負っていかないかんかもしれませんけど、次の世代や、その次の次の世代、特にスポーツに関わっておられる方々がほかの県の人から言われたら、三重県人としてもたんやないかと、こういうふうに思っております、何とか実現したいと思っておりますのでございまして。ございまして、財政状況でございまして、それと、今の議員からもおっしゃいました、実際に競技を開くのは市とか町になりますので、その御了解も必要になるわけでございます。

そういったところの諸調整も進めているところでございまして、それを

待ちまして、お話をさせていただければと思っていますところでございます。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 先ほど知事も言われましたが、やりたい気持ちはやまやまやと思っています。そういう中でも、国体を開催する意義や効果というもの、計り知れないものがあるとは私も思っています。

選手の立場に立つと、早い時期にやはり目標が決まらなないと事を起こせないですね。これは指導者も一緒ですが、例えば、この2巡目が終わるのが12年ぐらい先になります、そうすると、小学校低学年の子どもたちが高校に行ったとき、大学に行ったときにそういう大会になると思いますので、どうやってそれに向かっていくんだということだと思います。

そういう意味から考えると、できるだけ早く決めていただくというのが最もよいことだと思いますし、先ほども言いましたが、スポーツだけでなく、地域活性化のためにはスポーツというのが大きな役割があると考えています。そういう面では、早い決断を祈っているところであります。

続いて、局長にお伺いをしたいと思います。

2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、選手の強化や指導者の強化にも努め、競技を行う施設においても、新設や改築などを行いながら進めてきたと思いますが、早期開催が実現した場合、新たな大きな施設であるとか、そういうものに予算がかかるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

〔山川晴久地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（山川晴久） お答えいたします。

三重とこわか国体・三重とこわか大会に向け、県では、三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場をはじめとする県有施設の整備を進めました。また、市町においても、津市産業・スポーツセンターや四日市総合体育館など、競技会開催に必要な整備が進められ、全国規模の大会開催や、プロスポーツの試合が観戦できる環境が整いました。

一方、県内に国体の施設基準を満たす施設がない競技や、自然環境を利用

するカヌーやボート、トライアスロンといった競技に係る施設については、仮設で対応することとしていました。

国体の実施競技は4年ごとに見直しが行われ、中には隔年で実施する競技もございます。また、次期国体を開催するとなった場合、改めて市町や競技団体の意向を踏まえつつ、会場地市町を選定する必要があります。そのため、開催時期等が決まりましたら、次期国体に向け、必要となる施設整備を進めていきたいと考えています。

次に、競技力確保に向けた取組ですが、10月に開催される鹿児島国体については、会期前実施競技の終了時点で、水球の少年男子、トランポリンの女子、競泳の成年男女で優勝するなど、よいスタートを切ることができました。

また、高校総体、全国中学校体育大会においても、昨年度に引き続き、好成績を収めています。これらは、県の競技力向上対策の取組や、選手や指導者の皆さんが高みを目指して取り組んでこられた努力が実を結んだものと受け止めています。

現在、本県における次期国体をいつ開催できるのか検討を進めているところであり、開催時期等が決まりましたら、三重とこわか国体に向けて培った競技力向上のノウハウを生かし、計画的に選手、チームの強化に取り組んでまいります。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） ありがとうございます。

私、今日の新聞を見ていて、壮行会が行われましたよね。その中で、三重県のユニホームを着て、選手たちが本当に頑張ろうという気でやっていると思います。これは鹿児島県ですが、これが自分の県やったら、もっとええんと違うかなという思いがあると認識しています。

早い時期に国体を開催するというのであれば、選手の強化はもちろんですが、それを支える競技団体や指導者の採用ということも、やはりこれは年々削ることなく、進めていく必要があると思っていますので、その辺については、これからもどんどん頑張っていただきたいなという思いがあります。

何か今年も10位以内を目指すとか、大きな目標があるみたいですので、ぜひとも頑張っていたきたいという思いを込めまして、この国体に関する質問は終わります。

続きまして、4点目の質問になります。これは観光政策について何うものであります。持続可能な観光地づくりについて、お伺いいたします。

今年、一見知事は、観光部に昇格し、三重の新しい観光の礎を築くべき初年度であります。議会はもちろん、多くの関係者から期待がかかる場所でもあります。

コロナ禍で、観光や多くの産業が疲弊し、5類移行後もコロナ禍前の状況になかなか戻らないのも現状であります。観光に関する職場では、多くの従業員の縮小などを行い、その結果、急に観光客が増えても仕事をこなすことが困難であるという状況も伺っています。物価の高騰や人手不足など、深刻な状況にあると思っています。

特に大きな産業のない南部地域にあつては、歴史や文化、大自然の豊かさ、豊かな人情味、そして、何といても豊かな食材がある地域であります。観光産業はもちろんのこと、農林水産業の未来を考えると三重の観光が生き生きと発展しなければなりません。

一方で、コロナ禍で疲弊した観光地が、急激な観光客の増加で、観光公害と言われるオーバーツーリズムも懸念されているところでもあります。

観光を推進していくためには、観光客が楽しく、そして地元の住民の理解を得ながら、最終的には地域産業が発展しなければなりません。三重の観光が目指す長期滞在型を可能とする拠点滞在型観光に大きな期待がかかります。持続可能な観光地づくりをどのように進めようとしているのか、お伺いいたします。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） それでは、持続可能な観光地づくりについてお答えいたします。

議員からも御紹介いただきましたが、現在、コロナ禍の影響を受けまして、

県内の観光については大変疲弊してまいりました。直近の数字で申し上げますと、令和5年夏休み期間の県内主要観光施設の観光入込客数につきましては、コロナ禍前の水準には依然として戻っておりませんが、昨年の比較におきましては5.3%の増加となっております、回復基調にあります。

また、県内におけます観光消費額でございますが、これは平成30年の数字なのですが、県内総生産額の約6.3%に相当いたしまして、これは全国第10位の高さとなっております。

県内経済の発展につきまして、観光産業の持続的な成長が大変重要であると考えております。そのために、旅行者が来てよかったと感じ、また、その家族や友人に勧めるなどの、旅行者よしという考え、また、観光産業に携わる方々が生き生きと働き、おもてなしを積極的にしているような、事業者よしの考え、これに加えて、地域の方々が地域における観光がもたらす効果を感じ旅行者を歓迎する、地域の住民よしというような、三つの視点を踏まえ、特にバランスの取れた観光振興に取り組むことが今後重要だと考えております。

また、一方で、旅行者の急激な増加に伴いましてマイナスの影響も生じることから、経済的な側面だけではなく、地域社会との共存や自然環境への配慮など、経済、社会、環境への影響を考慮いたしました持続可能な観光地づくりに取り組むことが求められております。

特に県南部におきましては、主要な産業が農林水産業でございます。加えて、第三次産業の従事者の割合が県全体の平均よりも非常に高いことから、観光と農業や水産業との一層の連携が求められております。

既に一部の地域で取り組まれております、漁業者と観光事業者との連携であったり、未利用水産資源の活用などに加えまして、例えば、そこでしか食べることができない料理や地域の食文化を提供するガストロノミーツーリズムの推進など、南部地域ならではの食や、美しい自然、歴史、文化などを観光資源として十分に活用し、観光産業の振興を図りたいと考えております。

また、各観光施策の実施に際しましては、先ほど申し上げました、旅行者

よし、事業者よし、地域住民よしの三つの視点と、経済・社会・環境の三つの影響を考慮することも大変重要です。現在策定中の次期三重県観光振興基本計画にその内容を的確に反映させ、関係事業者とも連携しながら、観光地づくりの司令塔でありますDMO等への支援を通じて、持続可能な観光地づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） ありがとうございます。

観光地づくりは、今、世界でもよく言われているのが、1か所に集中してオーバーツーリズムになって、観光客を制限したり、いろんなことを言われています。そういう中で、次期観光政策の中では三方よしの方法を取っていくと。そういう中で、特に三重県南部地域であるとか、ほかに産業がなかなか見いだせないところについては、やはりきっちりと、観光部だけじゃなくて、農林水産であったり、交通であったり、いろんなところと協力をして行動していかないと、例えば道路整備も一緒だと思っていますし、食を何として提供していくんや、この従事者がいない中で、そういうことを考えていく必要が私は大きいと考えています。

やはり縦割りの今まで弊害があったものが、観光部ができて、そこら辺を統合していくということからすれば、非常にいい部を知事はつくられたと思っています。

最近、知事が進める中に、僕が言いました福祉や交通やということもありますが、観光というのはやはり一番大きなところやと思っています。その辺がこれからの三重県の活性化につながることを私は望んでいますので、ぜひとも先頭に立って地域活性化のために知事が頑張っていただきたい、そんな思いでありますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で終結いたします。（拍手）

休

憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。31番 村林 聡
議員。

〔31番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○31番（村林 聡） こんにちは。

度会郡選挙区選出、自由民主党会派、村林聡です。早速、質問に入りたい
と思います。よろしく願いいたします。

まず、大きな1番として、台風7号の度会町への被害について、その中が
二つに分かれていて、まず一つ目が、三瀬谷ダムの事前放流という項目に入
ります。

知事におかれましては、9月3日に、度会町と尾鷲市の台風7号被害の現
地視察をなさいました。度会町については、私も、地元の中瀬議員もですけ
れども、御一緒させていただきましたが、町長と共に大野木地区の農地など
を訪れて、御覧いただきました。ありがとうございます。

その際に、度会町長、中村忠彦町長から、三瀬谷ダムの事前放流のお話が
ありましたよね。台風のピークであったのが8月15日ですけれども、その1
日前の8月14日に、三瀬谷ダムは事前放流をしていたということですが、度
会町によると、ダムの水位の変化は僅かなものとどまっていたということ
です。三瀬谷ダムは、中部電力が管理する発電用のダムですので、治水用の
ダムではありませんので、限界があることは理解いたしますけれども、浸水
した地域の方々のことを思いますと、もう少し何かできたのではないのかな

という思いがあります。

そこでお伺いいたします。

知事のほうからも、視察の際に、三瀬谷ダムの事前放流の在り方について検討する旨の御発言もあったところですが、現在の検討状況について、知事からの御答弁をよろしくお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 8月15日に三重県を襲いました台風7号でございます。当初は三重県直撃かと言われていましたけれども、直撃は幸いなことに避けることができましたけれども、大雨被害を含めて、多くの被害をもたらしたところでございます。

幸いなことに、人的な被害というのは、命がなくなるということはなかったわけでございます。これもひとえに、住民の皆さんが早めに避難していただいて、また、それを促していただいた市町のおかげであると感謝しております。

被害はさほどはなかったんじゃないかという話がありましたのですが、直後の視察を検討していましたが、そんなに行かんでもいいかなと思っていましたら、8月24日であったかと記憶していますけれども、鮎川の流域で氾濫があって、田んぼが水をかぶってしもうたという話がありました。それじゃ、見に行きましょうということで日程調整して、9月3日の日に、議員御指摘いただいたように、村林議員、中瀬議員にもおいでいただいて、現場を視察してきたところでございます。

実際に、61ヘクタールの田んぼが水をかぶったということで、幸いなことに収穫はできたということですが、私も農家の子どもでございますので分かりますけど、水をかぶるとコンバインも使えませんし、大変な作業になるんですよね。その中で、農家の方には御負担をかけながら、何とか回復できたということでございますが、水をかぶらんのが一番ええわけでございます。

上流の宮川、御案内のように宮川ダムがございまして、これも事前の調整によりまして、3055万立米の貯水可能域を確保できておりました。実際には、

そこまでは使いませんで、約605万立米の追加部分で水は止まったんですが、ところが、中流域、それから下流域のところではやっぱり雨が降りまして、鮎川も含めて大変なことになりましたということでございます。

治水協定というのがございまして、国と県と、それから中部電力とで協定を結んでおります。それに基づいて、宮川ダムも放流してもらっているわけですが、三瀬谷ダムでも放流してもらっていました。三瀬谷ダムでは、324万立米の貯水可能域という可能容量というのを確保しておったんですが、これがほぼ埋まってしまっているということです。もう少し、ここが取れないかということも含めて、その後、調整を進めようとしているところです。

実際、私のほうからも、9月12日の事業調整会議というのは、これ、中部地方整備局と県との間で毎年会議をやっているんですけど、そこで中部地方整備局に対して、中部電力も含めて、やはりダムの管理というのは中部地方整備局でやってくれていますので、今後、また大雨がいつ降るとも限りませんので、調整をしっかりとやりましょうと、やってくださいという話をしているところでございます。

ダムの貯留機能も、限界があると言えば限界がありますので、その場合には耕地における貯留とか、そういったことも含めて今後議論し、そして、被害をなるべく少ないものにとどめていきたいと考えております。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番(村林 聡) 御答弁ありがとうございます。

早速、9月12日ですか、中部地方整備局や中部電力とも話をもう始めていただいて、今後なるべく被害が少なく済むようにという検討をしていただいております。ぜひともよろしく願いいたします。

発電用のダムですので、そういう発電限界の話とか、今後難しい話も出てこようかとは思いますが、その流域治水という考え方からすれば、三瀬谷ダムもその一つの重要な関係者、プレーヤーということになろうと思っておりますので、その中で果たす役割というものをぜひしっかりと果たしていただけるようにお話しいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続けて、大きな1番の台風7号の度会町への被害についての2番目、流域治水と遊水機能という項目に入ります。

今回の台風7号は、先ほども申しましたけれども、8月15日に襲来いたしました。お盆が明けたら刈り入れ、収穫しようというその矢先に、60ヘクタール以上の農地、田んぼが水につかってしまったわけで、地元農業者のショックは大きいものがありました。

それで、度会町の人たちに聞きますと、度会町の人たちというのは、自分たちが遊水機能を担っているんだという自負があるそうです。自分たちの農地が雨水をためることで、より下流の被害を軽くしているのだという自負です。このことをぜひ御理解いただきたいのです。この理解抜きに、ただ、大変でしたねというのでは困ります。

そこでお伺いします。

実態として、洪水時には、中流域の農地が浸水することにより、下流域の浸水被害の軽減が図られている状況について、そして、流域治水への位置づけの第一歩として、このことを流域の皆さんに認識してほしいと考えますが、河川管理者である県土整備部の御所見はいかがでしょう。御答弁をお願いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、流域治水についてお答えいたします。

一級河川宮川の中流域には多くの農地がありまして、洪水時にそれらの農地に雨水が一時貯留されることにより、宮川の水位上昇が抑制されて、下流域の浸水被害の軽減に一定の効果があるということは認識しております。

近年、気候変動の影響により、激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域治水への転換を進めているところであります。流域治水についてですが、降雨量の増加に対して河川整備だけではなく、流域のあらゆる関係者の協働により雨水を流域内に一時貯留することで、河川氾濫による家屋浸水等の洪水被害を軽減しようとする取組であります。

御指摘のありました農地への浸水についてであります。結果として、流

域内に一時貯留されたことにより洪水被害の軽減効果が発現されたものでありまして、これは流域治水の考え方とまさに一致するものであります。

引き続き、あらゆる関係者の協働で取り組む流域治水の取組に御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

特に、今回の状況を宮川流域の関係者に認識していただくためには、河川管理者や流域自治体で組織する宮川外流域治水協議会の機会を活用することが、一番効果的であると考えております。

今後、開催される流域治水協議会において、今回の洪水を事例として、農地の貯留効果による被害軽減の重要性について、下流域の流域住民の方々へ認識を深めていただけるよう周知に努めてまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

今の御答弁では、農地が遊水機能を果たして一定の効果があつたのだという認識をおっしゃっていただきました。そして、それこそがまさに流域治水なんだということもおっしゃっていただきました。そうしたことを御理解いただくために、今後、流域治水の協議会で関係者の皆さんと話をしていこうとおっしゃっていただいた、そういう答弁であつたと認識いたします。ありがとうございます。まず第一歩として、ぜひよろしく申し上げます。本当にありがたいことなので、まず、進めていただきたいと思います。

ただ、その先には、今おっしゃっていたような、この遊水機能を持った農地をどう保全していくのかという課題が必ず出てくるはずなんです。それは恐らく、河川管理者である県土整備部だけの話ではないだろうとも感じるころなんです。県でいえば、当然、農地なので農林水産部も関係するかもしれないし、今の流域全てのあらゆる関係者ということだと、各市や町も含めて全ての関係者がどう考えるんだ、この課題をどう解決していくんだということになりますので、一つ県土整備部だけではなくて、最終的には部局横断、あるいは市や町とも全て連携したような話で進めていただく必要があると思いますので、どうぞ今後よろしくをお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、遊水機能を持った農地をどう保全していくのか、これは多面的な価値ということにもつながると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで関連して、もう一つ要望させていただきたいと思います。御答弁は結構です。

それは、道路の冠水対策であります。

現在順次、度会町の町内も含めて、進めていただいております。まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

その中でも、複数の市や町を結ぶ重要な道路であるサニーロードの度会町の部分に、非常に低くて冠水しやすい箇所があるんですね。最近、ちょっと度会町の人たちと話をする中で、その箇所の冠水対策をぜひとも進めてほしいんだという声を耳にする機会が多かったですもので、改めてこの場で私からも御要望申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、大きな2番目の項目に移ります。

看護職の離職防止と働き方・休み方についてというように題名をつけさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類となりまして、コロナ禍も一段落してきたかなというような雰囲気があるところであります。そんな中でも、ここまで非常に緊張して現場で頑張ってきてくださった看護師たちが、ほっとしたところもあるんでしょうかね、ここに来て、集団で離職してしまったりというようなことで、病棟を閉じざるを得なくなった例などもあるというお話を聞きました。

その離職された看護師に理由を聞くと、処遇が悪いとか病院が悪いとかというのではなく、疲れたと、疲れたという答えが返ってくるそうです。もう職種自体を変えるつもりなんだと、もう看護師じゃない職に就こうと思ってるんだ、そういう返事が返ってくるそうなんです。こういう話を聞くと、働き方というか、休み方を考える必要がありますよねと感じます。

そして、2024年には、お医者さん、医師の働き方改革が始まると聞いてお

ります。これは、お医者さんの仕事を看護師に分担してもらうタスク・シフトというものを行うと聞いております。とすると、ますます看護師が忙しくなる可能性があるんじゃないかなと心配するところです。

そこでお伺いします。

看護職の離職防止の取組について、そして、特に看護師から看護補助者などへの仕事の分担・移行、タスク・シフトについてお聞かせください。また、従来型の研修や認証などの間接支援だけではなく、モデル的に民間病院などへの直接支援も行ってはどうかと提案いたしますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 看護職員の離職防止には、一人ひとりの業務負担や心身の負担を軽減することが必要だと考えています。そのため、県では、看護職員の負担軽減を図るため、県看護協会と連携し、県内の各医療機関の看護管理者を対象に、看護補助者活用推進のための研修会を開催しています。研修会では、看護職員をサポートする看護補助者との業務分担が促進されるよう、全体調整を担う看護管理者の意識向上に取り組んでいきます。

また、看護職員の離職防止のためには、県内の幅広い医療機関において、看護職員をはじめとした医療従事者が働きやすい職場環境づくりが必要です。そのため、県では、平成27年度に、女性が働きやすい医療機関認証制度を独自に創設し、妊娠時や子育て時の制度整備、保育施設の整備等に積極的に取り組んでいる医療機関を認証しています。

しかしながら、この認証制度に関しては、制度そのものがまだまだ十分浸透していないこと、認証を得た機関の好事例が必ずしも広く共有できていないことといった課題があります。

今後は、他の医療機関の参考となるような取組をより詳細に収集し、横展開していくよう力を入れてまいります。

県としては、直接的な支援よりも、各医療機関が取り組む看護職員の離職防止対策に対して支援を行っていくことがより重要であると考えています。

引き続き、関係機関との協議の場で意見をいただきながら、効果的な離職防止対策に取り組んでまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、タスク・シフトのところ、看護師から看護補助者へのタスク・シフトのところについては、看護補助者の分担について、看護管理者などに研修をまず行っておるという答弁だったと思います。

そして、認証制度のところですけれども、女性が働きやすい医療機関というのを認証しておるんだけれども、その制度の周知自体に課題がある、あるいは、そこでせっかく好事例、よい事例があっても共有できていないという、ほかの医療機関へ広がりがないという課題があると。なので、今後、そうした横展開なども考えたいんだ、こういう御答弁だったかと思います。

そして、直接支援については、今のところ考えていないという答弁だったかと思います。

まず、認証制度がせっかくあるのに、認証して終わりということではやはり困ります。おっしゃるとおり、横展開したり周知していただくことは非常に重要ですね。

私も看護師の団体、看護連盟などの話を聞く機会があるわけですけれども、公立病院の処遇は大分改善してきた、ありがたいことだという一方で、民間病院への波及が弱いと、ぜひそうした好事例を民間病院に行き渡るようお願いしたいんだというお声があったところです。

今の御答弁について再質問させていただきたいんですけど、認証制度の周知や共有の課題を今後解決して、横展開していくという話でしたけれども、成果の検証みたいなところの御答弁がなかったと思うんですね。

この認証制度の成果みたいなものをどう検証するのかというのも大事だと思います。事前に意見交換させてもらう中では、そうした認証した医療機関に対して聞き取りの調査をする、それがアンケートなのか直接口頭なのか分かりませんが、そういうことは考えられるのではないのかというやり取

りがあったんですけれども、そうした認証制度の検証で聞き取りを行うというような考えはおありか、あるいは、できるのかできないのか、その辺もう一度お聞かせいただけませんか。

○医療保健部長（小倉康彦） 認証制度のほうは、3年に1度だったと記憶しておりますけれども、永久の認証ではなく更新が必要になってまいります。認証の前に聞き取りの調査をしながら、まず認証が可能かどうかという調査をし、かつ、もう一度認証を受けたいという医療機関に関しましては、再度申請をいただくこととなりますので、その時点で、引き続き改善に取り組んでいただいているかということをチェックしながら認証しておりますので、その意味で、検証という作業が行われているんじゃないかと思っております。以上です。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） なるほど、事前の意見交換では聞いていなかった件ですけれども、更新のときにそうした機能が働くのではないのかとおっしゃっておるわけですね。しかし、先ほど御答弁の中で横展開をしていくということですと、3年に1度の聞き取りでは、横展開するときに少し弱いような気もするんですね。

今、この場で答弁をどうこうということではなくて、横展開するにはどうすればいいのかということをご検討いただいて、その中で、検証の在り方なんかもう一度考えていただいたらどうかと申し上げておきたいと思います。

1点要望しておきたいんですけれども、働き方・休み方の、今の女性が働きやすい医療機関の認証制度だけではなくて、働き方・休み方のよい事例というのは多分たくさんあると思うんですね。

その中でも、特に、医療のほかにも、介護という分野もありますよね。介護施設のそうした好事例と相通じるものもあるんじゃないかと感じるんです。

以前、玉城町の介護施設でお話を聞く機会がありました。そこでは、お給料を上げることには限界があるので、休みの取りやすさで魅力を出している

んですと。例えばということでしたけれども、アニバーサリー、記念日休暇というものをつくっていましたと。誕生日とか、結婚記念日とか、自分で記念日を設定して、その日が優先的に休めるようにしているそうです。こういった取組が好評で、離職率が大幅に下がったというお話でした。

このような、医療と介護の垣根を越えるような横展開についても要望しておきたいと思います。

再質問なんですけれども、先ほど直接支援については考えていないと、それよりも今までのような支援をしていくんだという御答弁だったわけです。

そのやり方についてはともかく、とにかくこの問題について解決しなければならぬのでありますから、永遠の課題にされては困るわけです。なので、部長の解決への、この問題の解決への決意について、端的にお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○医療保健部長（小倉康彦） 議員のほうからも、疲れたと言って職場を離れてしまう看護職員がいるという事例の御紹介がありました。

令和2年1月からの3年以上の長きにわたるコロナ禍を経て、看護職員の仕事に対する向き合い方、考え方というのも変化してきているのではないかなとも考えているところです。また、高齢化が進展する中で、医療ニーズの変化、多様化という実態もごございます。

こういった変化する環境に即した対策を講じることが必要と考えておまして、県としても、医療機関の看護管理者と現場で働く皆さんと直接意見を交換するような機会を設けまして、現場の皆さんが、このように変化する環境の中で実際に感じている課題、ニーズをこれまで以上に積極的に把握をしていきたいと考えております。

その上で、県としてどのようなことができるのかを検討し、関係機関とも連携して、離職防止、勤務環境の改善に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

それでは、決意として聞かせていただきましたので、しっかりと解決するように期待しております。何度も、私がこの場でこの問題について質問したりしなくていいように、ぜひともよろしく願い申し上げます。

その直接支援についてですけれども、答弁は結構ですが、もう少し申し上げておきたいと思います。社会に必要な仕事なのに成り手がいないという状況は、ひょっとすると、人口減少とか人口流出と関連があるという見方はできないでしょうか。そうであるとするならば、これまでの従来型の医療の枠組みだけではなくて、そういう枠組みでも考えてみる必要があるのかもしれない。直接支援というのはそういう発想から申し上げました。人口減少、人口流出から考えるという発想の転換について、改めて提起しておきます。検討してみたいと思います。

ちょっと先ほどの、いろいろ多岐にわたってこの問題を大分申し上げましたので、答弁を覆してくれと言っているわけではなくて、無理のない範囲で、今できる答弁の範囲で結構なんですけれども、全体を通して何か所感、感想があれば聞いておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。御無理はなさなくて結構です。

○医療保健部長（小倉康彦） 介護現場での改善状況、例えば取組の共有、介護現場のほうでも、みえ働きやすい介護職場取組宣言、こういったことを行う事業所を支援するような取組も実施しておりますので、確かに介護職場での好事例もあると思っております。

医療と介護の現場に共通する課題も多い、また、県内津々浦々に、都市部から過疎地まで、こういった施設は存在しておりますので、お互い共有できるような情報があるんじゃないかならうかと思えます。そういうところもしっかり勉強して、分野の垣根を越えて検討していきたいと思えます。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） ありがとうございます。ありがたい答弁だったと思います。ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、次の項目へ移りたいと思います。

大きな3番、人口減少対策方針と南伊勢町水産業後継者等育成事業と題名を置きました。その項目へ入ります。

県は、人口減少対策方針を策定し、その大きなポイントの一つに、市や町との連携を掲げています。そうであるならば、県内の市や町の優良事例を収集・把握し、支援し、展開する必要があると考えます。

優良事例の一つ、あくまで一つの例として、南伊勢町の水産業後継者等育成事業を御紹介いたします。これは、一言で言えば、国の地域おこし協力隊の町版、南伊勢町版です。従来の地域おこし協力隊では、遠くの都市部からの縁やゆかりのない方が対象でしたが、それを町内の方でも、息子さんなどの血縁者であっても対象にできるようにしたものです。町内でも血縁者でも対象にできるようにするために、町単独予算でやっています。

分かりやすくするために少しはしょって言いましたけれども、本当のタイトルは、実は、事業名はもうちょっと違うのですけれども、南伊勢町稼げる水産業・担い手づくりスタートアップ事業の水産業編、その中に三つ事業があって、一次産業後継者等育成事業（漁業）みたいな、そんな感じなんですけれども、地域おこし協力隊と同じように、後継者を受け入れた漁業者に月15万円、2年間補助するという仕組みになっております。これが、今、非常に成果を上げておるのであります。

私は以前から、まず、その地域に生まれた子どもが残れるようにすること、それが優先順位の第1位である、あるいは、担い手と後継者というのは違うんじゃないのか、こういうことをこの本会議場をはじめ、様々な機会でも申し上げてまいりました。

この事業こそ、このことを体現した若者定住のための急所中の急所、本質を突いたものであると考えます。

そこでお伺いします。

人口減少対策方針で掲げる市や町との連携実現のためには、県内にある市や町の優良事業をまず収集・把握し、次に、県が自分事として支援し、そして広域的に展開していくと、そういった全庁的な仕組みが必要と考えますが、

御所見はいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 非常に重要な課題に対して行政が対応策を取っていくときの一つの有用なやり方ですけれども、やり方としてベストプラクティス、いい事例、これを確認して、分析して、横展開していくというのがございます。

人口減少対策も、もうそれであろうと私は思っております、三重県の中でもええ取組をしておられるところがあると思うんですけど、それ以上に、日本の中で、他県でもいい取組をしておられるのがあるので、例えば千葉県流山市とか兵庫県明石市とか、各市町の方々と一緒に見に行つて、その先進的な取組を各市町が取り入れられるということをされているのが実態でございます。

例えば兵庫県明石市の見守り訪問ですとか、あるいは岡山県奈義町の在宅育児に関する支援とか、これは、今年度、三重県が作りましたみえ子ども・子育て応援総合補助金、そういったものも活用しながらやっておいでになられます。

人口減少対策に有益な取組としては、議員の挙げられた、南伊勢町の後継者等育成事業もあるんであると思っております。

議会の皆さんにも御意見を頂戴しながら、この8月2日に人口減少対策方針をつくらせていただいたところでございます。

その中には、市町の取組についても記載させていただいておるところでございますけれども、いい取組をやっぴり広げていくのが重要でございます、まず、どんな取組をしておられるのかというのを確認させていただいて、そのメリット、デメリットを整理して、ほかの市町に展開する。必要に応じて、県として支援していくというような、恐らく順番ではないかなと思っておりますが、みえ人口減少対策連携会議というのを1年半前につくらせていただいて、29市町全部に参加していただいております。

その中で、先ほど申し上げました総合補助金なんかも使いながら、人口減

少に取り組んでおられる例がございまして、例えば松阪市なんかですと、夏休みに小学校の空き教室を使って子どもの居場所づくりをすとか、大紀町ですと、特定地域づくり事業協同組合を使って様々な職を紹介するというようなこともやっておいでになられます。南伊勢町も、先ほど申し上げたとおり、一つの事例であろうと思いますので、そういったものを横に展開できるように、県としては、広域自治体の役割を果たしていきたいと考えております。

〔下田二一地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○**地域連携・交通部南部地域振興局長（下田二一）** それでは、具体的に南部地域での優良事例の横展開についてお答えいたします。

南部地域の振興につきましては、県と市町が連携して取り組んでいくための仕組みとしまして、13市町、県、それから有識者で構成します南部地域活性化推進協議会を設置しております、その下に、実務を担当します企画担当者会議を設け、各市町の取組の共有や意見交換、連携した取組に向けた議論等を行っております。

今年度は、これまで以上に県、市町間の議論を活発化し、市町が連携した事業を一層促進するために、企画担当者会議の中に、さらに具体的な事業ごとの検討会を設置しまして、事業の構築に向けた検討や情報共有を進めているところでございます。

この検討会では、市町の商工や観光、農林水産など、実際に事業を担当する課の職員にも集まっていただくことで、現場に携わる職員ならではの具体的な意見交換が行われ、取組の広がりにつながっております。

例えば南伊勢町において、SNSを活用したおしごとバンクの取組を共有したことをきっかけにしまして、他市町でも導入に向けた検討が進んでおります。また、オーバーツーリズムの課題に悩む市町に対しまして、熊野市が花火大会の経験や対応策を共有するなど、直接の事業構築にはつながらなくても、事業担当者がお互いに課題や事例を共有できる場となっており、市町からは、このように事業担当課の職員同士が意見交換や事例共有ができる場

はありがたいというお声をいただいております。

人口減少が著しい南部地域では市町の連携が重要であることから、今後も引き続き、こうした場を設けることによって市町の取組の横展開を図るとともに、市町が連携した事業の実施に当たっては、南部地域活性化基金による支援を積極的に行ってまいります。

また、このような取組を進める中で、県の関係部局とも情報共有や連携を密にしながら、より広域的な展開につなげられるよう取り組んでまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、南部地域振興局長の今の御答弁では、13市町の協議会があって、その中で、企画担当だけの会議ではなくて、さらにその下の事業などの持つておる人たちの会議もするし、そうした中で吸い上げたものは、南部地域活性化基金なりを使って横展開も考えていきたいという御答弁でしたので、よろしくお願いいたします。

知事の御答弁では、よい取組を広げる役割を果たしていきたいと言っていたいただいて、その順番は私の申し上げたものとはちょっと違うよということもおっしゃっていただいて、まず、事業の確認で展開、支援は最後かなとおっしゃっていただきましたけれども、よい取組を広げる役割を果たしていきたいとおっしゃっていただきましたので、どうぞよろしくお願いします。

そのときに、この間、3月にした総括質疑も関わってくると思うんですけど、どういう体制でという話はもうあまり踏み込みませんので、重複してもいいとあのときに申し上げました。とにかく、結果としてよくなるのが大事だと思いますので、しっかりとそういうことができる体制づくりをお願いいたします。ありがとうございます。

では、次の項目へ移りたいと思います。

大きな4番、南部地域振興プラン中間案の『コンパクト』の考え方についてという項目に入ります。

先般、南部地域振興プラン（仮称）の中間案が示されました。人口還流の

視点が盛り込まれるなど、いいなと思うものがある一方、大変気になる点がありました。それが、大切にしたい視点の中にあるコンパクトという言葉です。

コンパクトシティという言葉があるとおり、都市部において駅前を中心市街地などを活性化するには有効だろうと思いますが、それはシティでやっていただきたいんですね。そういうものをタウンやビレッジには持ち込むべきではないと考えます。

そこでお伺いします。

コンパクトには効率化や集約というイメージがあり、これから振興する南部地域に対して使う言葉としては不適切であると考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔下田二一地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（下田二一） それでは、南部地域振興プラン中間案の考え方についてお答えいたします。

現在、南部地域振興プランを策定しておるところでございますけれども、同プランにおきましては、若者の定住・人口還流の促進や、農林水産業、観光関連産業などの振興等に取り組んでいくこととしておりますし、それに加えまして、今後の人口減少の影響を緩和するという視点を持ちまして、南部地域のにぎわいの維持・創出にも取り組んでいく必要があると考えております。

その中で、コンパクトで生活しやすいまちづくりを含めた地域の在り方を市町と共に検討していくことも必要だと考えており、その前提としまして、行政コストをいかに抑えていくかといった意識もしながら、そこに暮らす人びとが、豊かに元気に、そして快適に暮らし続けるためのアプローチであることが大変重要だと考えております。

例えば点在する小さな集落におきまして、店舗がなくなる場合、店舗を維持する代わりに、あるいはそれを補うものとして、民間と連携した移動販売ですとかDXを活用したサービスの提供といったものを取り入れてみてはど

うか、あるいは、最近、耕作放棄地が増えておりますけれども、こうした耕作放棄地を地域以外の方々、あるいは企業などのお力も借りながら再生していったらどうか、こういったことなど、これまでとは異なるアプローチ、手法によって考え、進めていったらどうかということでございます。

今後も、地域の人びとが豊かさを感じ、住みやすい地域にしていくことを最重点の視点と位置づけまして、市町と連携しながら取り組んでまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

この場合のコンパクトという言葉の意味について御答弁いただいたと思うんですけども、行政コストを抑える視点が、まず、前提としてあるんだとおっしゃいました。住みやすさや豊かさみたいなものを重視していくのだと。それについては、先ほどの行政コストを抑える視点によって、これまでとは違う新しいアプローチ、例えば新しい技術、DX、オンラインなどですかね、そういったものを活用していくんだと、そういう御答弁だったと認識しております。

だとするならば、それは、コンパクトという言葉はやっぱ誤解を招く言葉と私は感じますね。コンパクトという言葉はやはり誤解を招きやすいので、改めてはどうですかということをお場で御提案したいと思います。

恐らく、この場で改めると言い切るような答弁は無理でしょうし、もうこれ以上では、再質問で答弁を求めませんけれども、ぜひその辺りはもう一度考えていただきたいと思います。

新しい技術を活用して行き渡らせるということをお、今までのコンパクトだとむしろなくしていく、なので、行き渡らせるということなんだということをおもう一度確認したいと思います。

ちょっと余談ですけども、私は相賀浦という集落に住んでいるんですけど、その隣に礫浦という集落があります。そこの御老人が、もう10年以上前ですけども、私に話してくれた話があって、昔、礫浦は水もなかったんです。水道とかそういうのでない、水が不足するぐらい、水もなかったけど、

人はいっぱい住んでおったでと。そのときは、窓から釣りざおを出せば魚が釣れるぐらい釣れたし、水はなかったけど、お医者さんもおったし、学校もあったわなど。人が住めやんようになっていくというのは、そういうことが理由なんじゃないんかと僕におっしゃっていただいた。

だから、営み、なりわいがしっかりしているということと、やはりそうした生活に必要なものが行き渡っているということが重要なんだということを示唆する話だと思って、私は10年以上たっても覚えておるわけなんです。

なので、ぜひ、そうした新しい技術を活用して、また新しいありようというものがあると思います。昔みたいにお医者さんを全ての集落に置けとか、箱物を造れと言っておるわけではありませんので、そうした行き渡らせるという観点で、よろしくお願ひしたいと思います。

要望して、この項目を閉じて、次の項目へと移ります。

大きな5番として、交番・駐在所の再編整備についてに入ります。

計画的に再編整備していただいているものと理解しています。しかしながら、現状、人口も減っている地域が対象となっていて、このままどんどん減らされていくんじゃないのだろうかと不安に感じるところもあります。

交番・駐在所の再編整備に係る基本方針というものが公表されておりまして、その策定目的のところを見てみると、そのようにも読めてしまうようなところがあります。しかし、それでは本来の目的である治安、県民の安全・安心は守れないですよね。近年では、田舎であっても県外から狙われるなどして凶悪犯罪が発生したりしているわけですから。

そこでお伺いします。

交番・駐在所を再編整備するに当たっては、県民の安全・安心を守るべく、戦略的かつ地域に寄り添っていただきたいのですが、御所見はいかがでしょう。御答弁をお願いいたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 県警察における交番・駐在所の再編整備の取組についてお答え申し上げます。

近年、道路環境や通信環境といった社会環境の変化に加え、特殊詐欺やサイバー犯罪が増加するなど、治安情勢も大きく変化しております。

こうした変化を踏まえ、警察全体として体制や業務の見直しを進める必要があります。その中で、県警察においては、交番・駐在所を持続的に機能させつつ、警察力の適正配分を図るため、交番・駐在所の再編整備を進めております。

交番・駐在所の再編整備に当たっては、施設の建築後の経過年数を目安にしつつ、管内人口や世帯数だけではなく、警察署や近隣の警察施設からの距離、事件・事故の発生状況、所管する面積や行政区画、駐在所員の複数運用等を総合的に勘案し、安全・安心の確保を最優先に位置づけた上、地域の皆様に丁寧な説明を行いながら取組を進めているところであります。

なお、県警察の取組を県民の皆様に広く御理解いただくため、再編整備の基本的な考え方をまとめた説明資料、交番・駐在所の再編整備に係る基本方針を本年2月から県警のホームページで公表しております。

県警察としては、県民、地域の皆様に御理解いただけるよう、公表している資料のブラッシュアップも含め、引き続き、分かりやすく丁寧な説明に努めながら、交番・駐在所の再編整備に取り組んでまいります。

[31番 村林 聡議員登壇]

〇31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

時代の変化などに対して見直しを行っておられて、持続的にそうしたよい状態、安全・安心が守られるための再編整備であると。その基準というのは、人口や世帯数だけではなく、様々な基準を考えて安全・安心を最優先にすると。そうしたことが県民によく分かるような、基本方針というような資料を県民の皆さんに分かるようにして示していくわけですけれども、その資料のブラッシュアップについても今後考えていきたいと、そのような御答弁であったと聞かせていただきました。

ぜひ資料で、人口の少ないところがこれからどんどん切られていくというような、そういう不安を払拭していただくような資料のブラッシュアップを

お願いしたいと思います。

私のような田舎では、駐在所の警察官というのは非常に地域の名士です。敬老会とか老人の集いとかでも来賓席におられたり、運動会とかでもおられたり、それだけ地域の人たちが必要として、頼っておるということです。また、家族連れで来ていただく駐在所の警察官なんかたくさんおられて、私の娘の同級生なんかも、数少ない保育園の同級生が駐在所の警察官のお子さんだと、そういうようなこともあって、非常に頼りにされておるわけですし、そうしたことが、私から見ると、それは警察にとっても財産なのではないかと思っております。こうしたものが損なわれないように、ぜひそうした寄り添ったものであってほしいと重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

この質問をするに当たって、事前に意見交換をする中で気になることをお聞きしましたので、申し上げて、皆さんと認識を共有したいと思います。それは信号機などを制御している交通管制システムについてです。現在は、これの制御にアナログ線、メタル線を使用しているそうなんですけれども、2029年末にNTTがサービスを終了してしまうそうです。ですから、2029年末までに交通管制システムをデジタル化する必要があるという話を聞きました。

以前、石田議員がこの本会議場で、信号機のLED化の話も披露されておられました。白熱電球が2028年3月に生産終了すると、非常にこの辺りのことが重なってきて、大変なんだと聞かせてもらいました。

まず、国が対処するべき問題であると考えますが、少し心配しながら注目していきたいと思います。

この項目から、次の項目へ移ります。

大きな6番、人口減少下においても地域の高校であるためのという項目に入ります。

まず、前提として、県立高等学校活性化計画において、規模という考え方は既になくなっていきます。1学年何学級以上ないと統廃合するということは、

もうないわけです。しかし、地域の活性化協議会に行くと、一定の生徒数が必要、例えば、1学年10クラスないと選択科目が置けないし、部活もできないという議論を耳にします。それでは困りますよね。1学年10クラスないと、例えば化学、物理、生物、地学がそろわないとか、部活も野球とサッカーの片方しかできないと。

そういうことだと、例えば私の住んでいる伊勢志摩地域における人口の将来推計では、15から20学級になってしまうということなので、広大な伊勢志摩地域に1校か2校しか置けなくなってしまいます。

ですから、多様な選択科目をオンラインで受けられるようにするとか、部活は複数校や地域でもできるようにするとか、そういった準備を早く進めておく必要があると考えます。

そこでお伺いします。

個別の各高校をどうするのかという結論は各地域ごとで決めることではありますが、地域の高校を残すという選択肢を示しておけるようにするためにも、学びの在り方についての準備を早急に進めておくべきと考えますが、御所見はいかがでしょう。御答弁をよろしく願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、人口減少下における高等学校の学びの保障について答弁させていただきます。

現在、県の教育委員会では、県立高等学校活性化計画の基本的な考え方に、人口減少に対応した学びの推進を位置づけておりまして、協働の学びの機会の確保等に向けた取組を進めているところです。

幾つか事例がありまして、桑名高校衛生看護専攻科と木本高校、紀南高校の生徒が、看護の学びについて、オンラインでのプレゼンテーションや相互交流を行った事例、それから、津高校と尾鷲高校、木本高校の生徒たちが大学への進学を目指しまして、オンラインで同じ課外授業を受講した事例、さらには、部活動では複数校が合同練習をしたり、合同チームで県大会へ参加した事例、さらには、議員御案内のように、令和6年度から松阪高校通信制

課程のサテライト教室を南伊勢高校南勢校舎に設けて、スクーリング等を行っていくという事例、こういったものがございます。

今後の考え方についてですけれども、現在、国のほうでも、生徒数の減少に伴って遠隔授業の実施について、要件の弾力化などが検討されていますし、全国高等学校体育連盟において、合同チームによる全国大会への参加が認められつつあります。

今後、こうした国の動きも注視しながら、一層の遠隔授業の活用や学校間連携の推進に取り組んでまいります。また、こうした状況については、地域協議会においても共有しまして、引き続き、地域の実情に応じた高校の学びと配置の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） せかしまして、すみません。

いろいろ進めておるといふ事例を御紹介いただきました。こうした準備が必要だということは、既に活性化計画にも書いてあることだと思っております。そういうことで今申し上げたようなことの心配をなくして、ぜひとも各地域活性化協議会にも選択肢として示せるように進めていただきたいと御要望いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の項目の、道路の草刈り年2回の拡充と張り出した樹木の対策についてに入ります。先ほど来から、お昼の会派総会などでも、非常にこの件は関心が高く、頑張れよと随分言われたりしております。

県管理道路の草刈りについてのお話ですが、財政が厳しいという中で、もともとは年2回だったものを、何とかかんとか工夫を凝らしながら、現状、年1回でやりくりしてもらっております。地域の声として、いつまで年1回なのだろうか、年2回の草刈りが必要だというものがありました。

また、県管理道路において、木の枝が張り出していて危険な箇所が私の近所にもよくあります。スクールバスなどの大型車がぶつかったり、避けるためにセンターラインを割ったりしています。

そこでお伺いします。

1点目は、道路の草刈りについて、いきなり原則年2回に戻せとまでは言いませんが、通学路やナショナルサイクルルート、太平洋岸自転車道など、路肩や見通しの確保が必要なところなどは年2回の草刈りを行っていただきたいということ。

2点目は、道路上に張り出した木の枝について、以前は、木の根っこが民有地にあった場合、切ることが法律上難しいということでありましたが、今年の4月に民法の改正があったとお聞きしています。

そのことも踏まえて、以上2点、御答弁をお願いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、道路の草刈りと樹木の伐採について答弁いたします。

除草については、原則として年1回を基本としておりますが、見通しの悪い箇所とか歩行者の多い箇所で、通行に支障がある場合は2回、必要に応じて行っております。

この道路の除草については、要望とか苦情を非常に多くいただいているところであります。ドライバーの視認距離の確保や歩行者の安全だけではなくて、道路の良好な環境とか快適性の向上、そういったことも大切であると考えておりますので、今後もそういった箇所について、必要に応じて2回刈りを行うなど、きめ細かな除草を行っていきます。

また、長期的な管理を見据えながら、防草コンクリートなどの抑制対策、雑草の抑制対策についても重点的に取り組んでまいります。

次に、樹木伐採についてなんですが、こちらについては、樹木が民有地にある場合は、土地所有者に伐採を働きかけているところあります。

また、この改正後の民法において、土地所有者に切除していただくという原則は変わらないところありますが、所有者への催告後、相当の期間内に伐採が行われなかった場合や所有者が不明な場合、緊急な場合は、道路管理者でも道路の場合は切除できるという規定が追加されておりますので、今後

も交通安全上の支障がある場合については、必要に応じてそれらの規定を活用しながら対応してまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） よろしくをお願いします。

時間なので、終了します。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。25番 小島智子議員。

〔25番 小島智子議員登壇・拍手〕

○25番（小島智子） 新政みえ、桑名市・桑名郡選挙区選出の小島智子です。

一般質問の2日目、そして最終になりました。どうぞよろしくお願いします。

4期目最初の質問です。早速始めさせていただきます。

改選前になります2022年5月19日、この議場において、全会一致で条例が成立いたしました。差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例であります。即日公布、施行に至っています。この条例は、県民からの相談を受けた場合、相手方への聞き取りや調査などのアプローチを県に義務づけたものとして、全国初の条例となっています。

ただ、相談体制については、人選を含め、体制を整える必要があることから時間がかかるということで、今年の4月1日から、この条例は相談体制も含めて、完全施行という形になっております。

先般、病気によって皮膚が剥がれ落ちる、そんな症状があって、そのことについて誹謗中傷を受け続けてきた。職場でも訴えてきたけれども、なかなか解決はしなかった。そういうお話を伺ったところです。この条例の運用によって、相談し、解決に向かうことが可能だということをお伝えいたしました。

長年、御本人の責任では全くないところで苦しんでこられたことが、この条例によって解決に向かう可能性が出てくる。これこそが、この条例の目的である。そんなふうに思いますし、私は、最後、差別解消を目指す条例検討調査特別委員長を務めさせていただいておりましたので、うれしく思うところでもあります。

さて、6か月過ぎようとしております。

完全施行されてからのこの間、相談件数、内容等、以前と変化があるのか、あるいは、条例制定の成果、課題について、まず、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それではお答えいたします。

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例につきましては、令和5年4月に全面施行されたことから、相談対応につきましては、これまでの傾聴や助言に加えて、調査や関係者間の調整など、より積極的に人権問題の解決に向けた取組ができるようになりました。

このため、県人権センターにおきまして、この4月から弁護士等のアドバイザーを設置し、人権相談に適切かつ迅速に対応するとともに、研修会等を開催しまして、相談員の資質の向上を図っているところでございます。

なお、相談件数につきましては、今のところ例年と比べて大きな変化はございませんが、深刻な相談もいただいております。

差別解消条例に基づく相談対応につきましては、市町との連携をより一層進めていく必要があると考えておりました。全市町を訪問しまして相談対応の協力依頼を行うとともに、市町職員を対象に研修会を開催したところでございます。

実際の対応に当たりましては、事案ごとに状況に応じて市町と協議し、相談者の要望を踏まえた対応に努めているところでございます。

もとより、差別や偏見に基づく人権侵害行為が発生しないことが大切と考えております。このため、県民の皆さん一人ひとりの人権意識の高揚を図るよう、テレビや新聞等による啓発のほか、研修会、講演会等の開催など、様々な人権啓発に取り組んでおります。

また、啓発の推進に当たりましては、まず、県、市町の職員が、社会の状況に応じて、人権問題に対する正しい理解や人権感覚を十分に身につけることが重要となってまいります。このため、参加型の学習会やセミナー等を開催しまして、職員の意識啓発を図るとともに、差別事象への対応を通じて、市町の取組が一層進むよう、助言を行っているところでございます。

県としましては、人権意識の高揚や人権侵害の救済を進めるため、引き続き、学習会や研修会の開催、県政だよりへの掲載など、機会を捉えまして、差別解消条例の一層の周知を行うとともに、市町との連携の下、人権相談、人権啓発に的確に取り組み、差別のない社会の実現を目指してまいります。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。

まだ日が浅いですし、件数だけが条例が生きて働いているかどうかの指標ではないと思っていますので、中身がどうであるかということが問われるんだろうと思っています。よろしくお願いいたします。

5月、桑名市で上げ馬神事があって、そのときに動物虐待の防止等について多くの書き込みが、当時ですけれども、Xに上げられておりました。その中で、何も関係がないのに、実は部落差別が出てきております。県民の方から御連絡いただき、県と共有し、市にもお伝えし、このことについてX社に

削除要請もかけていただいたとお聞きしています。ただ、残念なことに、全てが削除できたわけではありません。

様々な取組、教育にかかわらず、人にある差別意識というのは、時として、形として表に現れてしまう。それをどうやって防止するかということは、派手さはありませんけれども、やり続けるしかないだろうと、先ほど言っていたいただきましたけれども、そのように思います。

今日は、半年ということで、一旦簡単に聞かせていただきましたけれども、今後、この条例がどういうふうにかされるのかということやずっと注視し続けたいと思いますし、様々な知見を蓄積していただいて、より効果的な対応につなげていただきたいということを申し上げておきます。

条例は、そんなふうの意味があるのだということを確認させていただいた上で、2番目に入ります。

性暴力根絶を！～誰もが安心して暮らせる三重県づくりに向けてといたしました。「『学校における児童生徒間の性暴力』対応支援ハンドブック」についてであります。

この議場で、性暴力被害の未然防止、被害者への支援について、継続して取り上げてきました。

今回も、全ての県民が性暴力の被害に苦しむことがないように、万が一被害に遭ってもすぐにケアされるように、あるいは、加害の防止につながるようにとの思いから質問いたします。

2年前になります。2021年の10月、ここでの質問で、最も対応の難しいだろうと考えられる児童生徒間における性暴力に対し、対応マニュアル、手引のようなものが必要だと、ちゅうちょなく対応できる状況を備えておくことが不可欠だということを申し上げ、マニュアルの作成について要望いたしました。

大変ありがとうございます。とても迅速に対応いただきました。（実物を示す）このハンドブックが、今年2月に出来上がっています。本当に多くの関係者の尽力のたまものだと思っています。学校には全て配られているとお

聞きしています。このガイドブックを、これからどうやって使っていくのかということが大事なだろう、そんなふうに思うんですね。

そこでお伺いたします。

このガイドブックの周知、使い方の啓発について、できました2月以降、どう進めていただいているのかお答えください。お願いをいたします。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それではお答えいたします。

性犯罪・性暴力の被害者は、羞恥心や自責の念などにより被害を相談しづらいという特徴がありまして、特に子どもが被害に遭った場合、被害を認識できず潜在化し、早期の支援につながりにくい傾向にあるだけでなく、心身の発達やその後の人生など長期にわたり大きな悪影響を及ぼすと考えております。

こうしたことから、県では、子ども自身が被害の認識を持つこと、また、身近な大人が性暴力被害に対応できる知識を持つことを課題としまして、これまで学校に向けて、性犯罪・性暴力被害防止の基礎的知識を学ぶための研修を行うとともに、被害発生時の相談支援窓口でありますみえ性暴力被害者支援センターよりこの広報など、児童生徒、教職員への周知啓発に努めてきたところでございます。

先ほど御紹介いただきました「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックにつきましては、学校内で子どもの性被害が発生した場合に、教職員の皆さんが必要な対応ができるようにということで、お話いただきましたとおり、関係機関、学校や教育委員会をはじめ、警察、児童相談所などの協力を得まして作成したものでございまして、御紹介のとおり、この2月に県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員向けに約1万5000冊を配布させていただいたところでございます。

その後、学校からのよりこへの相談につきまして、ハンドブックに記載されました初期対応を実施いただいた上で、次の対応方法についてどうしたらよいのかといったような相談をいただくなど、そういった相談内容の変化も

見受けておるところでございまして、ハンドブックを活用いただいているのかなと考えているところでございます。

さらに、本年度につきましては、教職員等がハンドブックの内容をより深く理解し、被害発生時における対応力を向上していただくということで、希望する学校へ有識者を派遣させていただいて、ハンドブックの活用について研修を実施しているところでございます。

また、この8月には、児童精神科医や性教育の専門家の方を講師に研修を開催しまして、そこにはスクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーカーの方にも参加いただき、そういったものを開催したところがございます。

引き続き、学校でのハンドブックの活用が推進されるよう、教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） 学校におられる方々が、実際、このハンドブックの使用につながれるようにということで、丁寧にお進めいただいているということがよく分かりました。

ただ、一つ申し上げておきたいのは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、この方たちは、このガイドブックの中にも、どういう役割をするかということが書いてありまして、カウンセリング等を通じて児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家とあります。

相談されたときに、これは自分の専門ではないので難しいということが、本来はないほうがよいとすれば、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々については、私は、ぜひ特化をして、もっと踏み込んだ研修をぜひやっていただきたいなと考えているところであります。

この辺りは教育委員会共々、お考えをいただいたらと思いますが、願っておきたいと思います。

このガイドブックにつきましては、1章は被害対応手順、2章は関係機関との連携と実践研修として作られています。

この2章、それぞれの関係機関の連絡先、受付時間とともに、これ、すごいなと思うんですが、それぞれの機関ができることを簡単な言葉で内容が書かれているんですね。どこが何ができるのか、ということを知ることというのは、とても大きな助けになりますし、相談先を被害者の方、関係者の方が選ぼうというときの大きな判断基準になるんだろうと思います。

先ほど申し上げましたけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割というのは大変大きなものがありますが、2点、ここで伺いたいと思います。

まず、1点目です。

医療機関、支援機関など、専門的知見を有する機関、あるいはカウンセリングを対応する人についてです。

三重県内では、残念なことですが、PTSDの治療ができる専門家の数が限られているとお聞きしています。どこに住んでいても、対応できる人につながる事ができる。また、病院には行ったけれども、そこが専門ではなくて、再度受診が必要といった時間、労力のロスを少なくしてケアの効率と精度を上げるために、ドクター、心理の専門家によるネットワークづくりが必要だと思いますが、いかがか。これが1点目です。

2点目です。

みえ性暴力被害者支援センターよりこ、大変周知が進んできたと思いますけれども、産婦人科の病院、泌尿器科の病院、これ、急性期において連携すること絶対必要ですので、今もしていただいています。

しかし、被害後、ケアにはとても長い時間を要する。ということは、当然、精神科病院との連携というのが、急性期以降、必要だと思います。

よりこ精神科病院との連携について、現状、方向性について伺います。お願いいたします。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それではお答えいたします。

県内の性犯罪・性暴力被害者支援につきましては、みえ性暴力被害者支援

センターよりこが中心になりまして、ワンストップの相談窓口として、警察、医療機関、弁護士等と連携した対応を進めているところでございます。

被害直後の被害者の方には、よりこの相談員が付き添いまして、連携協力医療機関で緊急避妊処置や性感染症検査等の医療的支援を提供しているところでございます。

また、被害者の方の負担を軽減し、居住地に近い医療機関で受診できるよう、連携協力医療機関数を増やしております。また、男性被害者にも対応するため、泌尿器科とも協定を結びまして、現在産婦人科も合わせまして県内で26の医療機関と連携を図っているところでございます。

心理的ケアを必要とする方には、よりこの相談員による被害者の心情に寄り添った面接相談等を実施しております。

さらに、臨床心理士のカウンセリングも5回まで公費負担で提供しておりまして、必要に応じて、精神科医の医療機関の紹介と付添い支援も行っているところでございます。

性犯罪・性暴力の被害者は御案内のありましたとおり、被害から時間が経過してから、心身の不調や心的外傷後ストレス障害、PTSDでございますけれども、発症する場合もありまして、中長期の心理的ケアの観点から、精神科医等との連携が課題と認識しております。

しかし、お話のありましたとおり、PTSD治療が行える精神科医の方の数は少ないということから、よりこで適切な医療機関の紹介を行えるよう、県内の精神科医や公認心理師などがメンバーとなる性被害者支援のためのネットワークの活動に現在協力するなど、連携を図ろうとしているところでございます。

引き続き、精神科医等のネットワークとも連携しながら、精神科の医療機関との協定も視野に入れて、被害者の方の心のケアにつながるよう取り組んでまいります。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） 県には、こころの医療センターというところもあるわけ

ですね。そうすると、そこに専門の先生がいらっしゃるかどうか、私には定かではありませんけれども、県が、県民のこういう不安に真剣に向かおうとしたときに、専門の先生はやっぱりいらっしゃらないかもしれません。

でも、そこにいらっしゃる心理師の方々に関わる場合、病院としっかりと協定を結び、連携をしておくというのは非常に必要なこと。民間病院なら、一つハードルが高いのかもしれませんが、この辺りについてはしっかりお考えいただきたいと思いますが、こころの医療センターとの連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境生活部長（竹内康雄） 今お話しいただきましたことにつきましては、そういうことも含めまして、先ほど御答弁させていただいたとおり、精神科とかそういう心のケアの部分については、まだまだ連携の部分が不十分なところがありますので、そういうことも含めて検討させていただきたいと考えております。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） 公認心理師会の中でネットワークづくり等々が進められているということもお聞きしています。

県は、その中に、一参加者として参画するということだけではなくて、ぜひ主体者としての立場をもって、私は共にやっていただきたいと思っておりますので、そのことも併せてお願いさせていただきたいと思っております。

学校においては、教職員等による性暴力、これも大変大きな今の社会の課題ではないかと思っております。県教育委員会において、この場合については、教職員から子どもへの性暴力については、私は基本的な対応をお示しいただいて、各市町教育委員会が地域にある医療機関、関係機関等、支援機関等のリソースを踏まえ、具体の連絡先を含めて、学校をはじめ関係機関に周知するなど、それぞれの場所における、そういう動きをつくる必要があるのではないかと考えております。

教育警察常任委員会に所属していますので、今日教育長とのやり取りはいたしませんけれども、丁寧に各市町と、教育委員会も含めて、やり取りをし

ていただきたいと思います。

信じている、頼りにしている教職員からの性暴力、これは本当に子どもに大きな心の傷を残します。そしてまた対応も難しいということですから、この辺り、ぜひお願いしたいと思います。

今年の4月です。こども家庭庁が発足しております。

ここでは、性犯罪・性暴力対策強化、性的搾取等に係る対策に関して会議が行われています。先般、取りまとめが行われたところ、三重県のこのガイドブックをはじめ、様々な取組は全国的にも先進的であると注目され、部長が、この会議でヒアリングを受けられたともお聞きしているところです。

そして、時を同じくして、今日傍聴に来ていらっしゃるけれども、あとお一方、ヒアリングを受けていらっしゃいます。学校での性暴力未然防止、適切な対応を求めて、声を聴きつなぐ会というのを立ち上げて、三重県で活動されている方です。小学校6年生での学級担任による被害当事者としてヒアリングを受けた。もうこれ、被害から三十数年が経過している。それでもなお、やっぱり生きにくい、生きづらい。そんな部分がありましてのヒアリングにつながったと聞いています。

この会議では、見送りになる公算が大ということですが、日本版DBSについてのいろんな話も行われています。私は、この日本版DBSのような仕組みの導入というのは必要だと思えます。

桑名市でも、残念ながら起こってしまいましたけれども、塾の講師による盗撮、たくさんの被害者がいます。その後の説明会には、300人に及ぶ方々が集まったということもお聞きをしています。学校や保育所等でも、様々な事件が起こっています。

また、皆さん、御存じでしょう。ジャーニー喜多川氏による、本当に大きな社会問題です。これほど長きにわたり、これほど大きな被害がありながら、明るみにならなかったことから、この性加害の問題が力関係を伴って起こる場合の難しさ、これを本当につくづく思わずにはいられません。

独立した第三者による相談体制があれば、そして受け取った側が調査権限

を持って動いていればと思います。

先ほど、お話を申し上げた声を聴きつなぐ会の活動、夏休み中に2回行われました。（パネルを示す）教職員を基本として子どもに関わる方々に、ぜひ実態を知ってほしいということで行われている会です。1回ごとに内容をブラッシュアップし、ぜひ知ってほしい、きちんと想像力を持って、学校でもこの問題が起こり得るということを知ってほしいという狙いを持ってやっていらっしやいます。

学校を現場として教職員からの性暴力が起こり得る、この想像力を持つことは、大変、ある意味つらいことではありますが、ただ現実でありますので、その可能性というのは、いつもやっぱり現場にいる人たちは持っていたきたい。

子どもを性被害や性犯罪から守ることを目的とした条例について、長野県、奈良県、大阪府、栃木県で策定されています。また、18歳未満の子どもに性犯罪を犯した元受刑者に対する住所等の届出義務制度を規定する条例は、大阪府、福岡県、茨城県で策定されています。最も新しい条例は茨城県のもので、令和5年4月1日施行というものでございます。

犯罪被害者等支援条例はありますが、この条例と相互に関係性を持たせて、より性犯罪・性暴力に特化した、そういうものになればと、とても思っています。犯罪被害者支援には様々あるんですけども、特に性に関する犯罪、暴力に関しては、長きにわたる心理的治療、それが必要だと思います。子どもの年齢は、18歳までと一応規定されていますけれども、18歳までで全てが終わるわけではありません。長きにわたる救済と支援が必要。

また、大変困難な道のりではありますが、加害者へのアプローチがなければ、これ、警察もそうだと思いますけれども、新たな被害者を生む可能性、これもまたゼロでは決してありません。

全ての県民が性暴力・性犯罪に不安におびえることなく、安心して暮らせる三重県づくりを進めたい。特に、子どもたちが安心して育つ環境づくりにつなげたい。子どもを、特出しして、条例に書き込むという方法も取れるの

ではないかと思っています。様々な社会状況を勘案して、機は熟していると思います。

ぜひ、条例制定を目指していただきたいと心からお伝え申し上げますが、知事、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 17世紀フランスの思想家パスカル、『パンセ』という書籍で有名な人ですけれど、彼は、正義なき力は暴力であるという言葉を残しております。

性暴力というのは正義どころか、正義はおろか、加害者のよこしまな性衝動によって、弱い人たちが犠牲になると。事務方が書いてくれた文章には、そういう卑劣な行為ですと書いてあります。卑劣な行為。

私は、卑劣な行為では弱いのではないかと思います。

人の道を踏み外した非道な犯罪なのではないかと思っています。特に、先ほど申し上げましたが、被害者となるのが弱い人たち、女性であったり、男性の場合もありますが、子どもであったり。これは我々がそれに対して、あるいは大人が対峙をし、解決していかないかん問題なのではないかと思っています。

もう一つは、被害に遭われた方々の身体だけではなくて心も傷つけてしまう、魂の殺人とも言われていますけれども、被害に遭われた方が、被害に遭ったのは自分が悪いんじゃないかというふうにも思わせる。これも、許せない点であります。

時しもジャニーズの事件が世間に明らかになっております。我々は、それに対してしっかりと対応していかないかんとも思います。また、学生の頃には「リップスティック」という映画がありました。社会的に問題を提起する映画でございました。子どもに対する性被害でいいますと、「グリーンマイル」という映画もありました。ああいったものを見ながら、我々は心から血を流していたわけであります。

折しも、国が、そういった行為について、きちんと対応していこうという

ことを言っております。

議員から御提案いただきました条例制定に向けて、しっかりと動いていこうではないかと思えます。条例制定は、私も法律制定で経験がありますけど、かなりの作業量を伴うものであります。県庁職員の業務量は多岐にわたると思えます。それでも、皆さん方は応援していただけたと思えますし、公務員一人ひとり、県民のために、住民のために、どんな作業もいとわずやってくれると思えます。

したがって、様々な情報を集める必要もあります。国の動きも見る必要があります。議員に御指摘をいただいた他県の条例も学ぶ必要があると思っておりますけれども、条例制定に向けて動いていきたいと考えております。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） ありがとうございます。

今日、私が4期目、いろんな方々に応援いただいてここに立てた。立って質問ができた。そのことの意味を、あと二つ残っているんですけど、もう、何か果たしたなという気がいたしますが、条例を前向きに、制定に向けて取り組みただけということで、大変うれしく思います。

この場にはいませんけれども、多くの方々が、もしかしたらテレビの前で、どんなふうに答えられるのかということに注目されているかもしれません。皆さん、この場で、あるいはテレビの前で快哉を上げられているかもしれません。

県庁においてつくっていただくわけですが、私も、しっかり調査させていただいて、どんな中身が必要かということ、被害当事者の声もしっかりと伝えさせていただきたい。もしできれば、直接お伝えさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番目に入ります。

人口減少対策と外国人住民ということで、やり取りをさせていただきたいと思えます。

三重県人口減少対策方針が8月に明らかにされています。

2007年、187万人をピークに減少局面に入っています。2020年、187万人、2040年には約150万人程度とその中では見込まれている。

さて、この人口減少対策方針ですが、確かなデータに基づいて、今後の方向性を示すことというのは必要です。全県の方向とともに、市町別の実態というのもデータを取っていただいている、既に明らかにしていただいています。

先ほど、知事が村林議員の質問に答えられて、市町でいい事例があれば、その水平展開が必要なんだということに言及いただいたと思うんですけども、もちろん市町別の対策は必要かもしれません。ただ、一つの市や町だけの対策で本当に前に進めることができるかということを考えたときに、地域、圏域、同じような傾向を持つ市町について、それぞれの対策を広域で固まり感を持ってつくっていくことも必要ではないかと考えるところです。

このことについて、まず、部長の御見解をお伺いしたいと思います。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 地域別の人口減少対策について御質問いただきました。

本県は、南北に長い地理的な特徴を持っておりまして、地域によって置かれた状況というのは様々であると考えております。人口減少対策を検討、実施していくに当たりまして、こうした地域の特性でありますとか実情、こういうものを十分踏まえた上で考えていく必要があると考えております。

こうしたことから、調査分析においても地域別に状況の確認を行ってまいりました。例えば、国立社会保障・人口問題研究所の推計を見ますと、2015年から2045年の生産年齢人口の減少幅というのは、北勢地域が約25%に對しまして、東紀州地域では60%以上になることとありますとか、あるいは県が調査したところによりますと、県に移住してきていただく方のきっかけといたしまして、北勢地域では実家のそばに帰りたいという理由が多いのに對しまして、南勢地域や東紀州地域では田舎暮らしをしたいというのが多いこと

など、人口減少を取り巻く状況は一様ではないことを改めて確認したところでもございます。

また、市町と県の担当課で構成するみえ人口減少対策連携会議では、全県での開催だけではなく、5地域での地域別会議というのを開催したほか、全ての市町を訪問いたしまして個別に状況を聞き取るなど、地域別に実情把握に努めているところでもございます。

今後、具体的な取組の検討、実施に当たっては、こうした地域別の課題の把握を継続しながら、市町と議論いたしまして、地域ごとに異なる課題に対し、例えば広域で取り組むほうがいいようなことなど、効果的な対策につながるよう関係部局と連携しながら、市町のニーズを踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

人口減少対策、若い女性、ポイントですよねって、この問題がちょっと前から言われていますね。一昨日、知事が答弁の中で触れられました正規雇用者の男女別賃金差46位、私もこれは、いささかショックでありまして、なぜなんだろうと思いました。管理職に就く女性が少ないから、職種が違うから、その辺りはやっぱり明らかにしていく必要があるんだろうと思うんですね。

先般行われました男性育休白書、男性の家事・育児ランキング、三重県、何位だと思われますか。44位です。家事・育児関与度、育休取得日数、家事・育児時間など総合的に見た数値、いや、でも、お連れ合いはどういうふうに思っているのか。次は、女性が評価する男性の家事育児の実践数、細かいことがいっぱい上がっているんです。その中で一体何をやっているかという、この数の平均を取りました。三重県42位です。この辺りも改善できる余地がある。

知事は、ジェンダーギャップ指数の改善の必要性に言及されていますが、私もそのように思います。どこかで調査して、取り上げさせていただきたい

と思います。

そして、人口減少対策のもう一つのポイント、これは外国人住民ではないかと私は常々思っておりまして、今回はそのことについて取り上げたいと思います。

2019年度三重県議会内に外国人労働者支援調査特別委員会というものが立ち上げられました。特定技能という在留資格がこの年度につくられておりまして、きつとこの三重県の外国人が増えるだろうという予測の下に、特別委員会をつくったわけです。今、議場におられる方としては、西場議員、舟橋議員、東議員、藤田議員、廣議員、石田議員、この方々がこの委員会の委員でありました。最終的に、前知事への提言をさせていただき、柱は三つ、質の高い日本語教育、企業との関わり、県の支援体制の強化拡充でした。

あれから4年、外国人を取り巻く状況がどう変わったかということ、まず確認いたします。フリップを御覧ください。（パネルを示す）まず、人数です。平成元年、1万441人、令和4年、5万7279人、5.5倍になっております。そして、一番下、三重県の総人口に占める外国人住民の割合は3.23%、これは全国4位であります。まず、このことを確認させていただきます。

そして次に、在留資格について確認いたします。（パネルを示す）赤字は減っているもの、そして青字が増えているものです。特に増えているものを見ると、技術・人文知識・国際業務、これ、技人国などと言われますけれども、その方々が21.3%増、前年度比です。そして、特定技能1号、増えるだろうと予想されていたこの方々が27.3%増、そして家族滞在、これが25.4%と増えています。留学が増えているのは、コロナ禍が収まって来られるようになったというのが、恐らく大きな要因であろうと思っています。

外国人の産業分野における働いていらっしゃるところがここになります。雇用事務所数は4379事業所に上っており、前年比13か所増えているということです。

特定技能が増えているということが明らかになりましたけれども、技能実習の2号というのを良好に修了して、技能実習時の職種、作業内容と特定技

能1号の業務に関連が認められれば、特定技能に移行することができる、そういう制度になっています。よって、今後、特定技能1号の資格で在留する数は増えてくる、このように予想ができます。

また、特定技能1号から、試験を受けて2号に移行できます。その場合、配偶者と子どもを一定の条件の下で呼び寄せることが可能です。

以降、在留期間が3年、1年、または6か月ごとの更新となりますが、どこが限りだということなく、滞在をして働くことができる、そのような制度設計になっているわけです。

三重県では、2018年度、この増え続ける様々な外国の方々の相談にということで、みえ外国人相談サポートセンター、M i e C o運営事業を公益財団法人三重県国際交流財団に委託しています。2022年度のM i e C oへの相談件数は1696件。コロナ禍であったときとほぼ近い数字となっています。ワンストップセンター的相談センターとしてのM i e C oの認知が大変進んでいます。

コロナ禍を経てということですが、新型コロナ対応の国予算削減に伴い、相談員の維持が厳しくなると、なかなか外国の方々への相談対応も難しくなるなということが考えられます。

この状況に鑑み、県においてM i e C oに係る相談員を確保する必要があると考えますが、県としてどのようにお考えか、お聞かせください。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） お答えいたします。

今、御紹介いただきましたM i e C oにつきましては、外国人住民のさらなる増加が見込まれるということから、令和元年8月にみえ外国人相談サポートセンターM i e C oとして設置させていただいて、現在、生活全般にわたる相談、11言語で対応させていただいておるところでございます。

令和元年10月からは、通常相談に加えまして、弁護士等の専門相談を実施しており、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降は、相談員を増員するなど、相談者のニーズを踏まえて体制の充実にも努めているとこ

るでございます。

なお、令和4年度以降は、新型コロナに係る相談は減少しているものの、生活全般の相談件数は年々増加しているところでございます。

県内におきましては、永住者や定住者の高齢化、家族を帯同し入国する外国人労働者の増加に伴い、M i e C oに寄せられる相談内容も、医療、教育、就労、介護など多方面にわたるようになってきておるところでございます。

例えばでございますが、子どもの発達障がいについての母国語での療育支援に関する相談や、日本語が分からないことに起因する労働契約上のトラブルの相談などがあり、県庁内の関係部局や国、市町、外国人支援団体など、様々な機関と連携して対応を行っているところでございます。

今後、増加が見込まれる外国人の相談に適切に対応するため、引き続き、相談員の資質向上に向けた研修を定期的を実施するなど、相談体制の充実を図るとともに、関係機関とも連携しながら、相談者に寄り添った適切な対応に努めてまいります。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。

予算議論はこれからなので、どんなふうにしますというのはこの場でお答えいただけないのは十分承知していますが、ただ、1件の相談に大変長い時間がかかります。

先ほどおっしゃっていただきました、お一人の方の中に、連携をしなければいけないところがたくさんあるということですね。ですので、やっぱり人が必要であろうと思いますので、その辺り、ぜひこれからも、知事にも申し上げておきたいと思いますが、ぜひお考えいただきたいなと思います。

さて、国立社会保障・人口問題研究所による令和5年将来推計では、2070年には、日本の総人口が8700万人に減少するとされています。

外国人人口はどうかという話ですが、2016年から2019年の平均を、日本でどれだけ伸びているかという平均を取りますと、約16万人です。2016年から2019年の平均、約16万人が入国超過数。そういうふうに仮定すると、2070年

段階では、8700万人の約1割は外国人人口である、そのような推計が出ているところです。

この推計結果を受けまして、共同通信が全国の自治体首長を対象に、人口減少問題に対するアンケートを先般行って、9月17日ですけれども、結果が一斉に報道されました。回答した自治体のうち、これ、県も基礎自治体も含めてなんですけれども、約86%が外国人材の受入れを推進する必要があると回答しています。深刻な人手不足から、労働者として、あるいは地域の様々な分野における維持、活性化の担い手としても欠かせなくなっている現状からの回答であろうと考えられます。

三重県における日本人の人口構成、そして、外国人の人口構成、比べてみたいと思います。このようになっていきます。(パネルを示す)右側が、これ、令和5年1月1日、三重県における住民基本台帳年齢階級別人口によりますが、171万5115人、この年齢構成はこのようになっていきます。まだ、物すごく若い人たちが先細りしているという状況ではありませんが、それでもやっぱり、ここから上が60歳以上ですから、高齢の年齢層が多いなあと見てとれます。

左側が、外国人住民の人口、5万7312人。ここですね。20歳から24歳、25歳から29歳のこの層は、何と三重県全体のこの年齢層の約1割である。それが今の三重県の現状であるということです。

外国人住民の働く世代が多いということは、先ほどの人口ピラミッドから明らかですね。人口減少に歯止めを何とかかけたい。けれども、完全にかけることはできないです。カーブを緩やかにするというものですから。

そして、人材が不足している実態、高齢化する地域の機能をどう維持するか、これらについて、外国人の参画をどう進めるかを考える局面に、もう今、三重県としては、総人口に占める外国人住民の割合が全国第4位ですから、あるのではないかと考えています。

今後、外国人雇用については、在留資格の種類、制度、手続についての情報提供が必要。企業側の切実な人手不足の課題、外国人採用の橋渡しをする

こと。これもどこがやるかというのは問題ですけれども、それが求められている。

外国人高校生にキャリア教育をとということで進めていただいています、外国につながる高校生と就職をテーマとした検討会の設置。特に高校教員と企業との意見交換会、外国人生徒と保護者に向けた就職等についての意識実態調査など、まだまだ取り組んでいないアプローチの仕方がある、そのように思います。

外国人というと、多文化共生の推進。確かに、よりよい暮らしのためには多文化共生は必要ですが、もっと全体を網羅した戦略を描くことが、この状況から必要だと考えます。

人口減少対策としても、三重県としては、その戦略を描き進めることは大きな強みにすることができるのではないかと。

さきに申し上げた2019年度の知事提言の最後には、このように書いてあります。「県のグランドデザインを描くこと」、まさしくこのことを今申し上げています。

戦略の策定についての知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県では、議員御指摘のように、外国人の割合は全国で4番目なんです。実数でいっても全国で14位。三重県の県勢、県の勢いが大体21位から二十五、六位というところ、それに比べますと、14位ってやっぱりかなり多いんですね。これ、自動車産業をはじめとして製造業が盛んな地域であるからであると思います。

外国人の方に働いていただくやり方として技能実習、これは議員も御指摘をいただいた、御披露いただいたところでございます。

平成29年だったと記憶していますが、私は前の職場の局次長として、技能実習制度の仕事もやってまいりました。あのときは、外国人を労働力として扱うということではなかったんですけれども、今般の技能実習、特定技能制

度の改定に当たりましては、労働力として正面から扱っているということで、日本の国の考え方、あるいは国民の考え方が変わってきておるということであろうと考えます。

人口減少のこれからのトレンド、動きを見てみると、止めるというのは難しいというのは皆さん御案内のとおりで、そこで、外国の方に働いていただくというのは、もう考えていかないかんとということでございます。国立社会保障・人口問題研究所の報告も、今回、外国人を含めた人口について明らかにしているということからも明らかなのは議員御指摘のとおりでございます。

ただ、外国の人が日本で働くに当たっては、様々な問題があるのも事実でございまして、私、知事にならせていただいて最初、コロナ禍で大変でございました。そのときの問題の一つとして、外国の人たちのコミュニティの中で新型コロナが止まらない。例えば、コロナ禍で、日本人は食事を一緒にするのも控えておられましたけど、外国人の方々は新型コロナの怖さというんですか、危険度についての情報がやっぱり行き渡るのがなかなか難しく、バーベキューをしておられて感染するってこともございました。

また、新型コロナだけではなくて、地震などの災害のときにも外国の方々は災害弱者になってしまう人たちです。これ、言語の壁がありますので。また、大事なのはやっぱり外国の子どもたちが、日本でどうやって学んでいくかということも非常に大きな問題でございます。

今般、特定技能の見直しがされまして、2号の対象分野が広がっていきますので、外国の方に働いてもらう、やっぱりそういうステージというのは広がってくると思います。

この三重県もそういったところで、対応をきちんとしていかんといかんと思います。これは人口減少問題の移住と同じように、ある意味、地域間競争になってくる。もっと言うと国と国との競争であります。

介護職に関しては、もう10年も前から近隣諸国と日本は競争しているわけでございます。そして、ある意味、立場的に弱い、あるいは負けてしまっているというのが実態であります。そうならないように、外国人施策をしっか

りと対応していきたいと思っております。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） ありがとうございます。

今、本当にいろんなことをやってはいただいている、県庁の中でやっぱり外国人の方が共に働く、共に暮らすということで、何をどういうふうにならざるの部がやっているのかということをお互いにきちんと御認識いただければいいと思っておりますが、それがちゃんとできているかどうかぜひ御検証いただきたいと思いますところでは。

部長は、M i e C oに多岐にわたる相談があるとおっしゃっていました。じゃ、具体的にどんなことがあるのかということ、ぜひもうやっていたらと思いますけれども、県庁の中でそれぞれの部署で、どういう相談がどういうふうに出てきているのかということ、情報共有いただきたいと思います。

M i e C oの相談こそが、総合戦略みたいなものといえますか、そういう状態になっているのかなとも思いますので、よろしく願いいたします。

残り時間5分になってきました。

もう一問あります。もう一つあります。全く違います。

裾野の広い自動車産業の転換に向けてと書きました。

今、いろんなことをお進めいただいている、カーボンニュートラルを進めなきゃいけない。そこで、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを推進されているわけです。そこに六つの柱があって、その1本目に、自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等の対応をしていかなきゃいけないと挙げられています。

三重県は、自動車関連産業が多く集積している地域、EV化への業態転換というのは、言うのは簡単ですけども、実は、本当に難しいと当事者の方々から聞き取りをしてまいりました。

そこで、3点まとめてお伺いしたいと思っております。

自動車関連産業は三重県にとって大変重要な産業で、時代の大きな波に適

応することが他県に比しても必要だと言える。具体的に、EV化に向かう業態転換への支援はどのように進んでいるのでしょうか。これが1点目です。

2点目です。

小さいところが、自分のところの部品を作っている。でもそれを何かに転換していかなきゃいけないというときに、様々な支援制度やメニューがあるかもしれません。けれども、一体どこを見たらその情報が手元に来るのかということがとても分かりにくい。支援メニュー等を一元的に網羅する仕組み、これを作る必要があるのではないか、これが2点目です。

3点目です。

自動車部品を、例えば建設や農業機械に転換する、あるいは、医療等全く違う分野に進出する、このことはさらにハードルが高いと言えます。

新たな局面を打開するために、どのような仕組みが必要とお考えか、この3点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 3点、お話を頂戴いたしました。

まず、現在の取組の状況でございますが、いろいろ私ども声を聞いております。

そうした中で、特に業態転換に向けてでございますが、自動車関連企業の声といたしましては、業界全体の最新動向や、それとか、同業他社の先行事例など、経営判断に資する情報が欲しいであったりとか、あと、設備投資にかかる費用が必要とか、そういうふうな声を頂戴しており、それが課題と思っております。

今年度の取組につきましては、今年度の重点事業とさせていただきますが、産業支援センター、工業研究所、また日本自動車部品工業会などの団体と連携いたしまして、一例でございますが、今後減少が見込まれるガソリンエンジンの関連部品の代わりに、技術的強みである鋳造とか切削技術を活用して、需要が増えるEVの部品を製造するなど、業態転換の先行事例を作るための取組を目指してという、モデル事例なんかを三つやっておるとこ

ろでございます。

そういうふうな業態転換に係る先行事例を生み出して、また他の企業への波及につなぎたいと考えております。

二つ目の御質問でございます。

いろいろな形で、県のほうとか、また産業支援センター、また工業研究所、いろいろな形で支援をさせていただくところがございますが、なかなか、もしかすると分かりにくいというようなところもあるとお聞きもしましたので、そういう意味では、どういうふうなことを取り組んでおるかというのをきちんと知っていただくのが重要と考えておりますので、今後、県、国、産業支援センターなどの支援メニューを一元的に確認できるようにというような形のホームページを作成するなど、情報提供の方法について検討してまいります。

三つ目でございます。

最後でございますが、御案内のありましたとおり、非常に難しいところでございますが、特に異業種間への転換のことについてでございますが、業態転換の可能性のある他の分野との異業種間のマッチング機会をしっかりと創出するという取組をまずはさせていただいて、少しでも、今考えていただいている中身を事業者が頑張って意欲的に取り組んでいただけるように、環境づくりに努めたいと考えます。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） 部長、申し訳ありませんでした。時間がなくなって。もうちょっとゆっくり、しっかりと御答弁いただけたと思いますが。

EVショック度というのがありまして、2017年から20年ぐらいにかけて、静岡県と、それから、群馬県じゃなかったかな、どこかで出されています。三重県、全国で第5位ぐらいのショック度がある。20%から30%、出荷額が落ちるといふ予想も立っているところであります。雇用を維持する、しっかりとお進めいただきたいなと思います。

残り時間僅かですが、今日はここに立たせていただいて、いろんな課題に

ついて、執行部の皆さんとやり取りをさせていただきました。条例に向けて、知事の力強い御答弁いただいたの、本当にうれしかったです。どうぞよろしくお願いいたします。

これにて一般質問を終結いたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長(杉本熊野) 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番(稲森稔尚) 今日は、ここにあります三重県人口減少対策方針(現物を示す)と、そして県立高等学校活性化計画(現物を示す)ということも踏まえて、そして伊賀地域の活性化協議会も傍聴させていただき、その議論ということも踏まえて、村林議員の関連質問ということで、人口減少対策としての県立高校についてということで、まず、お伺いしたいと思います。

まず、知事にお伺いしたいんですけれども、人口減少の問題の対策として、三重県にはこんな教育があるよとか、あるいは過疎地域であっても、こういう学びの場、こういう高校があるよということだとか、こういう教育施設があるということは、これは人口減少という流れを抑えていく上でも、三重県の強みになると考えるんですけれども、知事はどうお考えでしょうか。

○知事(一見勝之) 人口減少と教育の関係という、これは様々なディメンションというんですか、次元の考え方があって、一概にはお答えするのは難しいんですけれども、教育機関があることによって、人口の減少をある程度止められている例というのがあるのは事実であります。

例えば北海道。北海道で道が造った道立の学校、でも、これ、財政的にも維持するのが難しい。地域としては維持してほしい。それを町立に変えて、町が維持するやり方を取っている例があると聞いています。

新しい基軸というんですかね。多分、料理をする人を養成しようということで、そのときに学んだのが三重県の相可高校だったという話がありますけ

れども、全国から人を集めて、そこで収入も得られて、学校を維持することができたというのはあるとは聞いています。

ただ、これなかなか難しいと思います。様々なアイデアも必要でありますし、中心になってやっていただく地域の方がやっぱり必要ですし、それから、市や町がそこまで思い切れるのかということもあろうかと思っています。

そうやって維持をするという考えもありますし、他方で、これ、教育の話なので教育長からお話をしてもらったほうがいいかもしれませんが、やっぱり勉強するに当たっては、学生の数が少ないとなかなか難しいと、多くの人たちの中で、社会性も学び、勉強していかなきゃいけないということもあろうかと思っています。

人口減少の問題も、それから学びの問題も、大事なものは、やはりその当事者だと思っていまして、学生さんがどのように考えるのか、それから地域の人が、財政的な部分も含めてどうやって考えていくのかということであると思いますので、まず、地域の人の意見をしっかり聞きながら、様々な議論をしていくことが大事なかと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 知事、ありがとうございます。

この三重県人口減少対策方針をつくるに当たってなんですけれども、子育て支援を充実させていきたいと思いますとか、放課後児童クラブをよりよくしていこうとかということはどうたわれてはいるんですけれども、この計画の策定に当たって、高校を学びの場として、こういうふうに生かしていこうというそういう議論とか、そういう取組がないように思うんですけれども、その辺はどう捉えているか。

それから、教育委員会、教育長にお伺いしたいんですけれども、この県立高等学校活性化計画の伊賀地域での議論も聞いていて、人口減少のトレンドをどう変えていくか、どう立て直していくかということではなく、議論の実質的な中身として、人口減少に適應していくというか、行政コストを削減をしていこうとか、あるいは人や箱物をなくしていこうという議論ばかりだと

僕は思っているんですけども、この活性化計画において、人口減少の中で考えられているような高校をどういうふうに地域の強みとして生かし残していくかということ、しっかりこれから検討していくべきではないかと。これからなくしていきます、なくしていきます。人口が減りました、高校を畳んでいきます。こう追い込まれるような形でずっと繰り返していくことに、これから何が生まれるんだと、僕はずっと疑問を持っています。

その辺も踏まえて、政策企画部長と教育長のそれぞれの考えをちょっとコンパクトにお答えいただきたいと思います。

○政策企画部長（後田和也） 人口減少対策の中で、リスクリングであるとかリカレント教育であるとか、そういう部分をどうつなげていくか。県立高校はその学び直しの場であるということではないのでしょうか。すみません。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 人口減少対策として、人口減少のトレンドというのを変えていこうという考えの中で、高校を畳んでいこうというだけでいいんですか。あるいはそれを人口減少対策の強みとして残していこうという議論がないじゃないですか。それでいいんですかということ伺いました。

○政策企画部長（後田和也） 失礼しました。

人口減少対策の中で、確かにそういう県立学校の活用について具体的に、今議員がおっしゃられた方向で検討したかということ、そこまでの検討は正直できておりません。

先ほど、申しあげましたリスクリングであるとか、学び直しであるとかという重要性が増しておりますので、そういう中で、県立学校の場であるとか、高等教育機関の場であるとか、そういう部分を生かしていくということは必要なかなとは考えています。

○教育長（福永和伸） 教育委員会では、特に高校を畳んでいくとか、そういうことを前面に押し出して議論しているのではなくて、今後の人口減少の状況というのは、もう、予測されるわけですから、今の零歳の人口とか、1歳の人口とかを見ていると、15年後にはどうなるのかというのは分かってくる

いますので、その人口減少の状況にどう対応していくのかということも議論していきまして、いきなり来年からこうしますというわけにはいきませんので、できるだけ早い時期に、その人口の状況を見てどう対応していくのかという議論をしていきまして、必ず高校を統合するとか、そういうのではなくて、先ほど村林議員のときにもお話ししましたけれども、オンラインの活用とか、学校での連携とか、いろんなことも視野に入れながら地域の意見を丁寧に聞きながら議論していく、そういう状況でございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） また今度議論します。

教育長については、そうはおっしゃいますけれども、3クラス以下という基準を設けて、伊賀地域の議論を傍聴させていただきますけれども、そんなことを言うんだったら、じゃ、あそこまで教育委員会の皆さんに遠くから来ていただいて申し訳ないんですけども、議論を誘導していつてはいけないと思います。

高等学校活性化協議推進会がある中で、地域の皆さんは、伊賀市でいえば、あけぼの学園高校がもう統廃合されるんだという前提で署名集めをして、そこに地元の同窓会の役員の方々とか、自治組織の皆さんが集まっているわけなんですけれども、とにかくそこで議論されている情報がない。

そして、これから人口減少対策としても、地域の強みとしてもこの学校を残していきたいんだという議論があまりにもできないような、硬直したような、そんな活性化協議会になっているかと思っておりますけれども、今、後田部長も、人口減少対策に入っていないというようなこともおっしゃいました。議論していないということもおっしゃいました。だからこそ、（現物を示す）これはただ単なる取りまとめ計画で、どうやって実行していくんだという、そのものが、今、疑われているわけじゃないですか。

やっぱり総合的なものだと思いますし、それを実行していく必要があると思うんですよ、取りまとめ計画ってやゆされないように。その辺、今後どうしていくか。最後、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 人口減少対策については、今、実際どうやっていくかというのを考えているわけでございまして、単なる取りまとめ計画ではないということは御理解いただきたいと思ひますし、物事にはやっぱり順番があると思ひます。

高校を人口減少対策のために使っていくというのを聞いたら、高校生はどう思ひますかということでは。

〔「そんな官製婚活」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） いや、いや、ではなくて。高校生、それは悲しむんじゃないですかね。

〔「いや、そんなの婚活の話」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉本熊野） 稲森議員、今、答弁中でございます。

○知事（一見勝之） 今、答弁中です。

したがひまして、まずは教育をどうするかというのをしっかり考えていかなきゃいけないのは、議員が御指摘をいただいたように、地域でしっかりと話をして、どうしていくのかを考える必要があつて、そこは教育長がお話したとおりでございます。

その上で、先ほど冒頭に私が申し上げたように、北海道のように、道では難しい、市でやる、町でやるという話になれば、そういったことも考えられるのではないかとと思ひますが、まずは生徒のことを考えるというのが重要かなと思つておりますので、御理解を頂戴したいと思ひます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） それでは、ありきではない議論をお願いして、関連質問を終わりたいと思ひます。

知事、失礼いたしました。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（杉本熊野） お諮りいたします。明29日から10月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉本熊野） 御異議なしと認め、明29日から10月1日までは休会とすることに決定いたしました。

10月2日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（杉本熊野） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時33分散会